

産業建設常任委員会記録

平成29年8月30日

【開催日】 平成29年8月30日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時24分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	岩本信子	委員	杉本保喜
委員	松尾数則	委員	山田伸幸

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	産業振興部長	芳司修重
産業振興部次長 兼農林水産課長	高橋敏明	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課職員	多田敏明
建設部長	森一哉	建設部次長兼土 木課長	榎坂昌歳
都市計画課長	河田誠	都市計画課課長 補佐兼都市整備 係長	高橋雅彦
都市計画課管理 緑地係長	伊藤佳和子	下水道課長	森弘健二
下水道課技監	藤岡富士雄	下水道課管理係 長	西崎大
下水道課管理係 主任	野原崇史	下水道課工務係 長	小路弘史

山陽水処理センター所長兼小野田水処理センター所長	光井洋一	水道事業管理者	岩佐謙三
水道局次長兼総務課長	原田健治	水道局総務課課長補佐兼総務班長兼財政係長	岡秀昭
水道局総務課課長補佐同格兼企画調整班長兼企画係長	中村浩士	水道局業務課長	伊藤清貴
水道局業務課主査兼営業班長兼営業係長兼計量係長	武野一茂	水道局業務課主査兼料金班長兼収納係長兼料金係長	山田智則
水道局工務課長	伊東修一	水道局工務課課長補佐兼建設班長	江本浩章
水道局浄水課長	西山洋治	水道局浄水課技監兼管理班長	山本敏之
水道局浄水課主幹兼鴨庄浄水場長	宮地浩		

【事務局出席者】

局長	中村聡	書記	梅野貴裕
----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 議案第65号 平成28年度山陽小野田市水道事業決算認定について（水道局）
- 2 議案第77号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金

の処分について（水道局）

- 3 議案第66号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について（水道局）
- 4 議案第78号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（水道局）
- 5 議案第72号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道局）
- 6 議案第61号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（下水道課）
- 7 議案第62号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（下水道課）
- 8 議案第56号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について（都市計画課）
- 9 議案第60号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（農林水産課）
- 10 陳情・要望について
- 11 閉会中の継続調査事項について

午前9時開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。進行はお手元にありますような議事日程で進めていきますのでよろしくお願いいたします。なお、水道局のほうよりパソコンの持込みの申請が出ておりますので、許可したいと思います。それでは早速、日程1番から、執行部の説明をお願いします。

岩佐水道事業管理者 おはようございます。では、平成28年度山陽小野田市水道事業決算について審議をしていただくわけでございますけども、いつも言っていますように損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の財務諸表を御理解いただきまして、公営企業会計の収益的収支、

資本的収支、内部留保のいわゆる三つの財布の相関関係を理解していただきまして、水道事業は将来に向けて経営が大変厳しいということを理解していただきたいと思います。そうしませんと、これは間違いではないですけれども、監査委員による検査報告の結びや国の発表のように収益的収支、つまり3条会計のみをもって黒字だと報告される懸念がございます。これは公営企業会計の特性でございまして、本来黒字だといわれる自治体は東京、横浜と全国で10%ぐらいしかありません。決算書の付随資料及び財務諸表を中心に決算説明をしたいと思います。

では、議案第65号、平成28年度山陽小野田市水道事業決算について決算書に沿って、概要を説明させていただきます。決算の概況につきましては、決算書12ページ以降に記載いたしております。有収水量につきましては、数年来の減少傾向も収まりまして、前年度決算とほぼ同量、0.8%増の745万5,025立米となりました。収益的収支に係る税抜の損益計算は、決算書6ページに説明いたしております。1項及び2項の営業収益と3項と4項の営業費用との差引営業利益は約2億5,450万円となりました。5項及び6項の営業外収益と10項の簡水特別利益におきまして、非現金性の長期前受金戻入を約6,430万円計上しております。結果、当年度純利益として約2億5,240万円余りが生じました。これから非現金性の収益を除いた、正味の利益は約1億8,800万円となり、前年度比較では約7,070万円の増益でございまして。さらに、その他未処分利益剰余金変動額2億5,960万円余りが計上されておりますが、これは会計処理上の数字にすぎません。新規でキャッシュは発生しておりませんので御注意いただきたいと思っております。以上によりまして、当年度未処分利益剰余金は5億1,214万6,533円となります。利益処分につきましては、別途議案で御審議いただきたいと思っております。

次に資本的収支につきましては、決算書4ページ、5ページを御覧ください。下段の支出につきましては、建設改良費として配水池や浄水場、管路整備に17億800万円余りを投資いたしました。これに企業債償還金を合わせた支出総額は、約19億8,400万円となっております。

これに対する財源、資本的収入は企業債の新規借入れ11億4,800万円に加え、長期前受金、出資金等の総額11億9,100万円余りです。結果、差引き7億9,252万5,680円の不足が生じましたが、5ページ欄外記載のとおり積立金を2億6,000万円程度取り崩して補填いたしております。以上が、平成28年度決算の概要でございます。詳細につきましては、次長の原田から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

原田水道局次長 それでは、お手元のB4版の決算書附属資料に沿って御説明いたします。まず、B4資料の1ページでございます。業務量対前年度比較でございますが、上の表、給水人口です。これが311人減で、給水戸数は139戸増となっております。有収水量は管理者の説明のとおりでございますが、口径別に詳しく載せておりますので下のほうの表の御覧をお願いいたします。使用者の9割を占める口径13ミリは0.5%の減少となりましたが、大口径の事業用の需要が堅調に推移したため、全体では前年度比0.8%増となっております。

次に資料2ページでございます。収益的収入の部でございます。なお、決算書の該当ページにつきましては資料備考欄に記載しております。上水道の水道料金は、約1%の増加でございます。上水、簡水とも長期前受金の減価償却相当額を非現金性の収入として計上しております。簡水特別利益も同種の収入でございます。以上、収入合計でございますが、1,803万2,693円増の14億3,274万7,781円となっております。

次に資料3ページでございます。支出の部でございます。まず修繕費でございますが、浄水場各施設の修繕を行いましたので大きく増加をしております。また、資産減耗費でございますが大きく減少しております。これは昨年度に大きな除却を行ったためでございます。また企業債利息につきましては、ここ数年の低金利と、平成19年度以降4回繰上償還を行った効果で、減少しております。簡易水道全般につきましては、お読みとりをお願いいたします。また特別損失につきましては、前年度に

退職給付引当金の特別繰入を行いました関係で、大きく減少しております。以上、収益的支出合計につきましては5,414万6,644円減の11億8,025万8,858円となります。この結果、当年度純利益につきましては2億5,248万8,923円となります。消費税納付額につきましては、今年度はマイナスで還付となります。

次に、資料4ページでございます。上段の資本的収入でございます。右側の備考欄につきましては、執行額を記載しております。企業債借入れは、11億4,800万円でございます。単年度借入れとしては、過去最大となっております。収入合計につきましては11億9,136万2,874円となっております。

次に、下段の資本的支出でございますが、建設改良費の次年度繰越しにつきましては、6月議会で報告させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。次に浄水場施設整備として、継続事業として鴨庄浄水場改修を行いました。送水施設及び配水施設新設事業費で、継続事業として、新配水池及び同送配水管新設工事を行っております。その他、管路改良工事9本を行いました。そのうち石綿管更新工事において殿町地内の石綿管10.0mを解消しました。企業債の償還につきましては、上水、簡水とも定期償還のみでございますが、新規借入れ11億4,800万円に対して、償還が約2億7,570万円でございます。期末残高につきましては8億7,230万円程度増加をしております。以上、支出合計につきましては19億8,388万8,554円となりました。収入との差引きは7億9,252万5,680円の不足となりますが、記載のとおり積立金を2億6,000万円程度取り崩して全額補填をしております。公営企業の事業成績につきましては、官庁会計とは異なり財務諸表等に表れますので、これらに少し時間をとって説明をさせていただきます。決算書のほうでございますが、8ページ、9ページの貸借対照表を御覧ください。損益外の引当金の取崩し経理につきましては、決算書8ページの下のところです。注記②、⑤として明示しております。さらに、注記⑥として当年度の未処分利益剰余金に説明を追加しております。資料のほうに戻っていただきまして、5ページを御覧

いただけましたらと思います。先ほどの貸借対照表につきまして、対前年度比較を記載しております。まず負債の部のところでございますが、流動負債の企業債につきましては、次年度償還額となっております。ここ数年多額の借入れを行ったため、29年度の元金償還は6,200万円余り増加をいたします。借入金残高につきましては、固定負債と流動負債のそれぞれの企業債の合算、52億3,650万6,767円となります。これに対して利益剰余金合計は、正味約8億3,090万円となります。利益剰余金には一部非現金性のものが含まれておりますので、資料で※印の明朝体で現金性の剰余金、正味の内部留保資金を記載しております。運転資金ですが、流動資産と流動負債の差引きが約12億円ございますので、当面資金ショート心配はございません。現金預金の残高につきましては、決算書26ページを見ていただけたらと思いますが、キャッシュフロー計算書というのがございます。これの一番下のところです。資金期末残高というのがございますが、この金額と合致しております。引き続きましてキャッシュフロー計算書のほうを御覧いただけましたらと思います。先ほどの26ページでございます。ここでは、未収、未払金の増減額も計算要素とされていますが、公営企業のこれらは、一般企業のそれとは少し性格が異なり、決算日以後1か月程度でほぼ精算、現金化されるものとなっております。別紙という資料がございますが、これを並べて御覧いただけましたらと思います。キャッシュフロー計算書、別にA4版の資料がございますが、これを26ページのキャッシュフロー計算書と並べて御覧いただけましたらと思います。まず別紙1の※印の項目でございます。右端の正味、CFと書いてありますところですが、この濃いグレーの未収、未払等を除外して再計算をしております。その結果ですが、この濃いグレーの下の方を見ていただきますと、(A)ということで資金増加額というのがあると思います。下から3行目です。これが正味のキャッシュフローとなります。平成28年度の事業活動を通じまして、現金7,147万3,820円が会計外に流出をしております。最後に、今回決算につきまして3点ほど、総括的な説明をいたします。先ほどの別紙1の資料の裏面を御覧ください。平成

28年度決算の概要（水道事業）というのがございます。まず、2の収益的収支の損益計算上でございますが、約5億1,200万円の未処分利益剰余金が生じましたが、このうち約3億2,400万円は現金の裏付けがないもので、正味1億8,800万円余りの利益であることとございます。一方、6の企業債でございますが、建設改良の財源不足により、企業債の新規借入れと償還の差引きの残高になりますが、前年度から約8億7,200万円増加をしております。さらに、4の積立金でございますが、起債をしてもなお不足する建設改良の財源として、このたびは積立金を取り崩し、内部留保は7,147万円余り減少しております。これらは、決算書の財務諸表等、損益計算書や貸借対照表、キャッシュフロー計算書に個別、詳細に記載しておりますので、総合的に読み取りいただきまして、経営状況の評価、判断をいただけましたらと思います。以上が平成28年度水道事業会計の決算についての御説明となります。御審議をよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは資料のほうは昨日の間に早めに勉強したい人はということで送付をされてきております。今日出ている資料と同じですが、最初に収益的収支のほうから質疑を求めたいと思います。ちょっと時間を置きましょうか。

岩佐水道事業管理者 いつも私が言っていますように企業会計の三つの財布の会計と今日言いましたように財務諸表の三つ、損益計算書と貸借対照表とキャッシュフロー、それを全部見てもらうと1個ずつ収益と資本的こうやるとかえって分からなくなるので、今回その辺で資料を作って最後にまとめた概要書があるじゃないですか。この概要書が全体よく分かります。昨日渡した資料にもありますが、キャッシュフローと別紙1の裏側ですね。先ほど次長が説明いたしましたように全部まとめてございまして、だから2番の収益的収支が2にありますし、3に資本的収支があって、現状水道はどれだけの積立金があるのか、引当金はどのような引当てをしているのか、企業債はどうなっているのか、とこうやりますと

水道事業の全体の概要が分かると思います。まず全体の水道事業の概要をしていただいて、個別に入っていくと分かりやすい。例えば今回先ほど言いましたように決算上は5億1,000万上がっているけども、いわゆる非現金分が3億2,300万ある。そうすると実際の収益が1億8,000万しかないじゃないですかと、こういう見方とか資本的収支を見ますと、補填すべきものが、補填しなくては当然足りなくなっていると。つまり資本的収支は常に赤字の決算になっていますよと。積立金につきましては、これを全部積み立てたって8億3,000万しかありませんと。企業債は今年増えていますから取り崩して増やしていますから、結果52億3,000万ある。つまり家の貯金が8億3,000万しかないのに、借金が5億2,000万ありますよと。これは御承知のように企業債という特別な国のそういう企業債がございますので、それをやれるというようなことを全体の中で見ていただいて個別に入っていくと分かりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

中村博行委員長 ありがとうございます。今、局長のほうからありましたように全体的に見た中でまずそしたら。

山田伸幸委員 今、キャッシュフローというか主に将来的な発生する費用が大きくなっていくよということが言われたかったのだと思います。そして市民が今の水道料金をもっともっと負担をして、ここの積立金をどんどん上げたいということをおっしゃりたいのかどうなのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

岩佐水道事業管理者 二つあります。一つは、水道事業というのは独立採算制でございまして、独立採算の原則となるものはユーザーであります、お客さんであります市民から水道料金というものを頂いてやっていかなくてはいけないというのが片方にあります。それがずっと公共性という中で来ましたがけれども、今、独立採算制に限界がきているということは国も知っています。ところが国は厚生労働省がそれを管轄しているのです

が、これの予算が30.3兆、つまり省の中で一番予算を持っている省です。ところが社会福祉等々のお金、つまり年金、医療、福祉等々にいきますので、そこにある水道課というのは昨年、一昨年ですが750億しかないのです。これは全体の予算の0.08ぐらいの構成しか占めておりません。しかも当初予算ではその3分の1しか計上されてなくて後は補正でやるということで、大変そのことは担当の課も知っていますので、その努力をなさっています。陳情等々いたしましてやっと基幹の管路、これはいわゆる耐震を含めたものの中で、県を通して補助金を付けるようになりつつあります。だから片方ではそういう国の予算を引っ張ってこなくてはいけない。それとあとは市民にも将来に向かってほっておきますと漏水あるいは断水が起きていきますので、それをお願いするというのと両方やっていかないといけない。そのときに長い間市民に対しては水というのは天下のもらい水、湯水のごとくというふうになかなか水に対するものに対してはお金を賦課するということに慣れていらっしゃいませんので、この辺の説明不足がすごく大きい要素です。だから両方やっていかななくてはいけないと思っていますので、そのためには今までのように3条会計だけで、黒字、黒字というような報告あるいは皆様方がしっかりと水道事業会計の将来を見ていただいて、どのようにしたらいいかというのを共に考えていかなければならない、私は山陽小野田市だけじゃなくて全国でこの危機が叫ばれると思います。もっと言いますと、資本的会計つまり物事を投資した分に対して今、別になっています。いわゆる4条会計で。ここは資本投下したのだから、もともと国が国策としていろんな施設を造ってくれたわけですから、それが老朽化していったらそこだけは国が全部とは言いませんが、見ていただくような姿勢が、やっぱり全国声上げてやらなければいけないと。そうしませんとこの10年間の間、恐らくですよ、私は水道爆発という言葉使っていますが、あちこちで漏水、断水が起きて、テレビを見たらいつかどこかが噴いているということが起きてからでは実は遅いのです。だからそういうことが現実にあるということだけ御認識いただいて、山陽小野田市もその危機の中にあるということの中で市民合意を得るための努力

をしていくためには、まず当委員会ですっかりとその辺を理解していただきたいと思っています。

中村博行委員長　今おっしゃったことは、岩佐局長が昨年大きな一石を投じられたというところで、ほぼその内容について委員は理解してきていると思います。ただ昨年は少し急がれたかなという気がいたしております。それ以降やはり広報も通じていろいろな努力をされていたということも認識していると思いますので、それを踏まえた中で質疑をお願いします。

山田伸幸委員　今私が後半に言おうかなと思っていたことまで言われたのですが、要するに市民の負担という面から考えると、私はこれ以上の負担というのはなかなか難しいのではないかなと思っています。というのも、今現在大体3割ぐらいを占める高齢の方々の世帯収入というのは非常に少ないわけですね。そういった方々が中心の13ミリ口径がこれ以上の負担に耐えられるかという問題が1点。それとやはり国策としてやられてきたことに対して後は勝手にしなさいよというやり方ではこれは絶対通用しない。というのもそれだけ大きな設備投資が必要となってきた現状が明らかなのです。昨年でしたか、博多で起きた大陥没、ああいっただのものがこの山陽小野田市でも起きるかもしれないし、現に須恵小学校前でも今かなり大規模な工事をされているところです。そういったことを注視していくと、やはり国策として進めてきた国に対してきちんと市町村、県を挙げて求めていく、そういった努力がないと市民にこれを全部、特にこれから人口減少に向かっていきますので、これまでの設備をそのまま維持したまま行くというのはちょっと負担が大きすぎるのではないかなと思っていますし、長期も必要ですが、短期的にこういった改良が急がれると、その分の負担はこうなるというようなそういう説明も必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

岩佐水道事業管理者　山田委員がおっしゃっているのは、国の根本的な考え方、姿勢を変えないと駄目なのです。分かりやすく言うとインフラですから、

インフラだったら国土交通省によって下水道は国土交通省になるわけですよ。つまりそしたら国土交通省にインフラにあるときは、部ですし予算が取れるわけですね。厚生労働省の課にしたのであれば、もう少し市民に負担を掛けないようにするために国の補助金を出すという姿勢とらないと矛盾しますよ。なおかつ厚生労働省の管轄というのはいつも健康保険であったりするのとは特別会計でやっていて、国の金がどんどんどんどん投じられています。水道が厚生労働省にあるのであれば、そういう考え方があってもおかしくないのですが、そこだけは経済性を求めて独立採算でしなさいよと。こういう大矛盾が起きているのです。これは水道事業を公営企業ですけれども、それを支えている根本の中にはつまり水道課として厚生労働省あるのであれば、もう少し国の金を出すということをしなない限り、市民に負担が掛かるという方向になりますよ。それをほっておいたら、断水が起きたり漏水が起きたりして、将来迷惑するのはやっぱりユーザーである市民なのです。それを我々分かっているからどうかしなくてはいけないということでその水道料金を上げさせていただいた。ただその上げ幅とそういう市民に対する説明不足で先ほど委員長が言いましたような結果に陥りましたけれども、その辺の努力は今後していくと同時にそれに向かっていかないと将来に向かって大破綻が起きるのは山陽小野田市だけではありません。皆様方に将来シミュレーションでこのようになりますよといろいろと申し上げておりますので、その辺を御理解いただきたい。これは当局だけでなく我々組合のほうにもお願いして、当局、組合そして議員、そして各首長そして水道局の管理者、一緒に国に陳情しましょうということで今繰り返してやっています。やっとなら先ほど言いましたように保守系、つまり今の公明党も含めた、今200名近い議員連盟ができて、この前総会が開かれて、やっとならそういう動きが出ています。ですからそれに合わせてそれに関わる業者、水道協会の団体等々がその方向に向かってやっとなら動き始めました。これがどのようになるかは分かりませんが、水道が厚生労働省の水道課にある限り駄目なので、特区の扱いするとか、いろいろなほかの予算の手立てをしなければ、この10年の間に恐らく、私が言う水道爆発が

起きると思っています。

中村博行委員長　それではせっかく資料頂いておりますので、資料のほうから行きましょう。資料の1ページから。

松尾数則委員　給水人口が311人減って、給水戸数が139増えた。この辺のイメージがちょっとぴんと来ないのですが、教えてもらえますか。

岩佐水道事業管理者　今全部そういう傾向がありますよ。いわゆる核家族化です。実はそれしかないです。人口どんどん減っていますけど、そういう形で核家族化がずっと進んでいますから、山陽小野田市ずっとこの傾向に今あります。それ以外には考えられません。

松尾数則委員　それは分かるのですが、給水戸数が増えて何で給水人口が減るのかなという気がしたもので。

伊藤水道局業務課長　例えば、今まで家族で、それこそ親二人子供二人という場合で、子供が結婚しました。一人は市内にいて家庭を持ちました。家を建てました。でも、一人は結婚して別のところに出たとします。そうしたら一人やっぱり減っているわけですよ、そういう場合です。ですから、戸数的には一つ増えていますけど、人口は一人減るといようなことを連想していただければと。そういうようなものがあちこちであると思っただけであればいいのではないかなと思います。

中村博行委員長　まあ、行政全体そういう傾向にありますよね。

松尾数則委員　有収水量がもうずっと下げ止まっている、去年からもうずっと下げ止まっていますよね。これは喜んでいいことですよ、当然。それと、有収率が下がっている。有収率が例えば86.5%について、どのようにお考えなのか。

原田水道局次長 有収率につきましては、昨年度は山陽地区の山開作配水池、ここはかなり大規模な漏水をしております、相当な量が漏れたというのが一つあるのと、もう一つありますのが、今年度4月から山陽地区西見配水池、5,000トンの配水池が稼動しておりますけど、これを作ったときに内部を洗浄しないとイケない。それで、5,000トンの配水池を洗うのにその水量以上の水を使わないとイケないということもあまして、このたび捨てた水と漏水の量が非常に多かったということで、非常に残念ではあるのですが有収率が下がってしまったという状況です。

山田伸幸委員 人口と戸数の関係は、先ほどの説明では説明つけきれませんよ。なぜかという、核家族化よりもっと深刻なのが、10代後半それから20代前半の人口が大量流出しているわけですね。その一方で、大学の関係が大きいのではないかなと思っっているのですが、昨年一気に増やしました、アパートも大量に建って。それがこの数字に反映しているのではないかなと思うのですが、そういう見方はされていないのでしょうか。

伊藤水道局業務課長 今、山田委員が言われたように、確かに大学の関係とかもあろうかと思えます。正確なところを調査しているわけではありませんで、はっきりしたことは申し上げられませんが、確かに大学関係のものによる人の流入はあろうかと思えますが、ただそれに見合う、例えば卒業された方、この流出もあろうかと思えます。今、薬学部ができておりませんで、その辺のバランスというのは今までどおりと思っておりますので、学生に関しては流入と流出が一緒ではないかと、今のところ思っております。

山田伸幸委員 学生は、今、圧倒的に流入のほうが多いです。定員の何倍も入れていましたからね。最近では定員どおりということですが、一つ懸念しているのは、大学に向かう水道管です。これが今後まだまだアパート等が増えていくと思えます。それに対する給水体制はきちんと整って

るのでしょうか。今、下水のほうは新たな管を敷設して対処しているのですが、いかがでしょうか。

伊東水道局工務課長 理科大周辺の配水管は、大体100ミリから200ミリまでの管が網羅しておりますので、給水のほうは大丈夫です。薬学部の新設も今、計画、給水されていますけど、そのほうも宇部と協議中ですけど、取りあえずは小野田のほうからの給水になろうかと思えます。

中村博行委員長 ほかにこの1ページについて、よろしいですか。

岩本信子委員 確認を取りたいのですが、人口が増えて給水量も増えていますが、13ミリは減っていますよね。20ミリが増えているという。13ミリは普通の家庭だと思うのですが・・・（発言する者あり）20もそうなのですか。では、今20も増えているということが多いということですか。ちょっとその辺の傾向を教えていただけたらと思えます。

伊東水道局工務課長 今、新築のお家は、ハウスメーカーが蛇口を結構多く付けるので、最初から20ミリを付けようというメーカーも増えておりますので、うちのほうも13ミリよりは20ミリのほうがやっぱり水の出が若干よろしいので、できれば20ミリを新築では使っていただきたいということで、推奨はしております。

杉本保喜委員 いわゆる船舶の給水量が減っていますよね。27年と28年を比べると減っているのですが、傾向としてはどうですか。

伊藤水道局業務課長 これは、原油のタンカーが来たときの関係、原油の輸入量の関係で増えたり減ったりしてきていると思っていただければと思います。ですから、原油価格の低迷によって、価格が安いことによって、輸入量が増えるとかいうことになれば、それによって使う量も増えますし、そのときの状況によってこれは変わってくると御理解いただきたい

と思います。

山田伸幸委員 2ページいいですか。（「いや、ちょっと済みません」と発言する者あり）

中村博行委員長 1ページ。一つずついきましょう。

岩本信子委員 今まで、水道というのは結構節水型の社会が発達してきて、給水量が減ってくるというお話をずっと聞いてきたような気がするのですが、このたびはちょっと増えていますよね。それは、戸数が増えたからということだろうかなどはと思いますが、傾向としてはどうですか。やはり、今からいろいろ水道は設備とかも更新していかなければならないということになると、量的なものが増えていかないと収益が増えないとそれができないということですよ。でも、今の傾向として、上がるのか下がるのかそのまま維持していくのか、その辺はどう捉えていらっしゃるのかをお聞きしたいのですが。

伊藤水道局業務課長 将来的な見通しとしては、下がる傾向にあると思います。これは、やはり企業のほうも含めて節水というのは心掛けておられますし、全体的な傾向としては右肩上がりということはなかなか難しいのではないかと考えています。

岩佐水道事業管理者 企業も水を循環して使うという形もとっています。将来本当に怖いのは、山陽小野田市というのは実は、地下水をくみ上げると問題が起きるのですが、いわゆる都会地というのは地下水をくみ上げてそれを利用しているところがあります。山陽小野田市はくみ上げてはいけませんよという条例がないのです。ですからやるとしたら、開発行為のときに地下水を採ると山陽小野田市は埋没したりする可能性があるということで、開発行為のときにそれに条件を付けるしか方法がないのです。そうしませんと、もし井戸を掘ってやりますと、海水でもっていま

すから下がります。一つの例が、サンパークの前にマンションが建ちました。あのときに地下を掘ったら、当然そこに水が集まりました。そうすると東側のところにひびが入りました。つまり、地下深く掘ると水が動くという山陽小野田市の傾向があるということだけ御認識ください。もし、ある企業が来て地下水を掘らせてくれと言ったら、水道のほうでは止める手立てがありませんので、お願いしかないので。水は使ってもらえない、地盤沈下は起きるって、いいことがないので。そういうことだけは頭に入れておいていただきたいと思います。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは2ページへまいりましょう。

山田伸幸委員 先ほどの給水戸数の関係にはなりますが、3行目の加入金のところ。新規加入の増で13ミリが211件から226件、20ミリは84件から146件。先ほどの説明に付随すると思いますが、これはその前の年とかここ数年と比べて、新規加入数というのはどうですか。

岡水道局総務課課長補佐 このたび、資料の備考欄に書いておりますけども、ファイ13、13ミリ口径のことです。前年度決算で211件の申請、新規の加入があったということが、今年度決算では226件になりましたということで、そのような表記の仕方をしております。20ミリについても同じように捉えていただけたらと思うのですが、来年の消費税改定が予定されておりますので、住宅の着工については、消費税法上着工が要件になっているものもございます。前回の消費税改定、8%に改定されたときはそうでした。引渡前着工時点で税率を判断するというような形。ちょっと複雑な内容になっていきますので、ここでは説明を差し控えますが、その関係もございまして新規着工がある程度多かったのでなかろうかと。8%増税された前の前の年も、加入件数が多かった傾向がございします。

中村博行委員長 いいですか。前年がどうだったかというのが知りたいわけで

しよ。前年が211になったということですよ。だから、その前が分かればということだと思いのですが。

岡水道局総務課課長補佐 お時間をもらいまして、この委員会の中で報告させていただきます。

中村博行委員長 今回は、結局よくある駆け込み的なことで上がったという理解でいいですか。

岡水道局総務課課長補佐 調べようがないのであれなのですが、恐らくそうだろうと想像しております。

中村博行委員長 2ページよろしいですか。

山田伸幸委員 消費税の還付は、やはりタンクの新設が大きかったということでしょうか。

岡水道局総務課課長補佐 おっしゃるとおりです。建設投資に係るものを17億投資しておりますので、工事費の支払のときに払った消費税と主に売上げに係る分、水道料金で預かっている消費税との差額を基本的には納税するような形になりますので、このたびは支払った消費税が多かったために、消費税が還付に転じたということでございます。

岩本信子委員 雑収益というところが結構このたびは27年度から比べると多いのですが、これに熊本地震というのも書いてありますけど、ちょっとこの辺の説明をいただけますか。

岡水道局総務課課長補佐 資料の備考欄「熊本地震」。これは千円単位なので、147万9,000円と載せております。本市のほうから給水応援に行きました。日本水道協会の応援協定によりますと、それに掛かった経費

につきましては被災自治体が負担するという形になっております。本市が平成22年に大雨で被災した際にも、県内から応援いただいておりますが、それについても応援経費については本市で負担しております。

中村博行委員長 よろしいですか。そしたら3ページへまいりましょう。

山田伸幸委員 基本的なこと。減価償却の方法ですが、長年定額法でされてきているわけですが、一般的な企業の場合は定率法をとりますけど、水道局が定額法をとっている理由について、ちょっとお聞きします。（「工水でしょ」と発言する者あり）

中村博行委員長 いやいや、3ページの減価償却。

岡水道局総務課課長補佐 まず、確かに定率をとれないことはないです。代表的な減価償却方法が2種類ございまして、おっしゃるとおりでございます。ただ、年度の収支に関わってきますので、3条収支に関わってきますので純利益が大きく変動するということがないように定額法であればある程度安定した減却償却費が見込めるということとしてしております。このたび決算書1ページ少し変えております。注記表というところの中の1番、重要な会計方針に係る事項に関する注記（1）固定資産の減価償却方法、アは一緒です。毎年、予算決算書に注記表を載せております。イについて、今回付け加えました。定額法ですけれども、法定耐用年数、幅がございまして、それぞれの資産につきまして、幅がございまして代表例といたしまして、うちが抱えている資産、代表的なものの減価償却の法定耐用年数を書いております。これをもって、貸借対照表を御覧になっていただきながらうちのほうの減価償却はどれほど進んでいるのだろうかというのをみていただくために、この表だけ今回追加しております。

山田伸幸委員 表でパソコンが4年となっておりますが、6年じゃないですか。

岡水道局総務課課長補佐 公営企業法上パソコンは4年でございます。施行規則に載っておりますので。

岩本信子委員 この中で修繕費というのが増えているのですが、私が1番気にしているのは施設の老朽化というところで、修繕費も増えてくるのではないかと思うのですが、突発的に修繕しなければならない事件がどのぐらい起きたのか。あるのかどうかも聞きたいのですがいかがでしょうか。

伊東水道局工務課長 28年度の修繕の件数ですが、道路での本管が破裂した工事が70件ほどあります。それと道路上で本管から分岐された個人の給水管、これが道路上で破裂したものが165件、道路上の漏水が合わせて235件です。これで約3,600万の工事費が税抜きで掛かっております。

岩本信子委員 じゃあ、これは本管が破裂して突発的な事故ですよ。235件というのは。これのきちんとした原因は何かつかまれていますか。

伊東水道局工務課長 管の老朽化と、あとは耐用年数を過ぎてなくても土質によって管の腐食が早いところもありますし、例えば石が管に直接埋めるときに当たっていた部分というのもビニル管が割れたとかそういう被害もございます。

山田伸幸委員 ダム負担金というのがありますのでちょっと関連してお聞きしたいのですが、ここ数年雨が大量に降る年もあれば全然降らない年もあって、今回工業用水が給水規制されていましたが、その数日間というのはよく降っていたにもかかわらず、あそこに貯水が少なかったというのを見ているのですが、これは何か農繁期等との関係があるのでしょうか。あの水が少なくなっていたというのは。

原田水道局次長 ダムの管理につきましては、厚東川ダムは山口県のダム管理

事務所、これは河川課の管轄になりますけど、そこがやっております。時期によってダムの水位をそれぞれ制限しておりますので、1番雨の多い梅雨時期には、かなりダムの水位を下げた状態で運営をするという形になっておまして、それから今時分、夏にかけてはまだ台風等も来ますので、この時点でも最大39メートルに対して1メートル低い38メートルで運用するという形になっております。そういった形でかなり雨が降ったとしても、治水のためにダムに水を貯めないという状況になる時期がございます。そのため結果としてダムに対して雨が降るべきときに降ってこないと結果的に渇水になるという状況になる場合があるということでございます。

岩佐水道事業管理者 これは彼が言いにくいから私が言います。国の力の順番ですよ。つまり治水、水を治めるというのは日本が災害の国だから治水が1番。これは国土交通省です。次が農家だとか用水です。これは農林水産省です。最後に厚生労働省が持っている利水。利水というのは水でもうけるという意味ですからね。だから治水、用水、利水と同じ水でも水が変わるわけですよ。これは管轄をする官公庁の力によって変わります。ですから、工水の時に言いたかったのですが今回上水はいわゆる節水はなかったのですが、工水は30%しました。これは、次長が言うように治水を大事にするとあふれて迷惑を掛けるというそっち側が働くのです。ですから落とさなくていいのに落としちゃった。見込みの間違ひもあると。そのことによって工業側に御迷惑を掛けるということになるわけですね。実は1番たくさん持っている宇部興産がたくさん権利を、水を持ってらっしゃるのですが、そこはたっぷりありますので水が余っているわけですね。ですから言いません。ところがうちの場合は、三つを田辺と日産と西部石油は大事なお客さんです。使っても使わなくてもお代金を頂いているところですから、カットをしづらいのです。ところが、そういう治水の権利が強いという安全性という名のもとにそれをやられてしまうと経済側が大変困ると。今の質問は、企業側は大変喜んでおられると思いますよ。どうもありがとうございました。

杉本保喜委員 上水道の受水費というところに備考の欄に実績受水量の減と書いていますよね。工水のほうをみると前年度うるう年と書いてあります。同じような理由ですか。

原田水道局次長 金額等細かいことは岡課長補佐のほうに分かると思いますが、大雑把にまず概要を説明させていただきますと、今現在ダムからの受水費を払って水をもらっています。これにつきましては、昔は工業水と同じように責任水量制で水をたくさん必要な量をもらおうと、要らない分をカットして受水しようと思わなかったといけない受水費は同じでした。たしか2年ぐらい前だったと思いますが、2部料金制という形になりました。受水費につきましては基本料金が95%ぐらいは基本料金なのですが、残り5%は使用水量に応じて使用水量が減れば減額されるという料金体系に変わっております。それで今水道の権利水に対して実際ダムからの受水の水量が、使用水量が減ったということが1番の原因ですけど、それによって減っておりますのでその結果受水費を支払う金額もその使用料に応じて減っているという状況です。その結果、こういったマイナスが最近出てくるということがございます。

岩本信子委員 その他の経費のところでは賃借という項目がありますが、何か水道局はどこか借りていらっしゃる箇所はありますか。土地とか建物とかあるのかをお聞きします。

岡水道局総務課課長補佐 建物は借りているところはございません。土地は若干借りておりますけれども、年間の賃料自体は大したことございません。システムであるとか、検査機器であるとかそういったものの賃借料が賃借料として計上されます。

中村博行委員長 よろしいでしょうか。そしたら、4ページにまいりましょう。

岡水道局総務課課長補佐 先ほど山田委員からお話があった点でございます。

現状につきましては決算書のほうです。過去の推移ということでお話がございましたので説明いたします。平成27年度は先ほど備考欄で説明したとおりでございますが、26年度13ミリが、1番件数が多くございますので、13ミリが185件の新規加入でございます。平成25年度が215件の新規加入でございます。20ミリもお知らせしておきます。平成26年が59件、平成25年が78件でございます。平成25年につきましてはほかの大口径につきましても加入がございましたので、その件で加入金につきましては口径が上がるごとに水道料金と同じく加入金も高くなっていきますので、数十件分が例えば100ミリ1件の加入金という形になっておりますので、そういった形で全体の金額につきましては大口径の加入が多い時のほうが多いという傾向はございます。

山田伸幸委員 最近マンションの建設がよくあるのですが、これは大口径でしょうか。

伊藤水道局業務課長 最近のマンション等につきましては、まず親メーターという大きなメーターを付けておまして、それからあと各戸、そのマンションが20戸入っていれば20個付けるというような形にしております。基本的に水道局としては親メーターで水道料金のほうを徴収するという形が1番理想なのですが、その持ち主との契約によりまして各戸での検針という形をとっております。ですから、基本的には普通の一般家庭と同じような形での料金体系での徴収という形でやっております。

山田伸幸委員 その際、各家庭の口径は大体13ミリですか。20ミリですか。

伊藤水道局業務課長 先ほど工務課長のほうからも話がありましたが、マンション等につきましては、やっぱり20ミリ等も増えてきております。

伊東水道局工務課長 13ミリ、20ミリの件ですけど、計算上はほとんどの

お宅が20ミリになります。ただ、うちは特例として御本人の依頼があれば13ミリを承認しているということにしております。ちなみに宇部市はほとんどが20ミリとなっています。

中村博行委員長 よろしいでしょうか。そしたら4ページの資本的収支のほうにまいりましょう。

山田伸幸委員 ここで問題になってくるのがやはり年次的な計画です。例えばこれを5年とか7年、8年単位で計画を立てていくという中長期の見通しが必要ではないかということはこれまでも指摘されてきているわけですが、そういったことはされているのでしょうか。

岩佐水道事業管理者 30年から、あと12年間、市の総合計画を作っておりますので、それに合わせて総合計画を作って、その中には当然、財政計画を入れ込んだものの中で作っています。以前、40年先を見通してやるのはおかしいのではないかというのもございましたけれど、これはアセットマネジメントの更新需要を一つのサイクルとしたら、そういうふうに見るということで、それは将来に向かって一つの目安として考えなければいけない。それは永遠に続くことなのですが、その原因は今まで積み残したものがスタートにあるということが一番大きい原因でございまして、今後はそういうものを含めながら、まず、中長期的な考え方で12年、更にもっと3年ごとのサイクルで見直す及び1年ごとに皆様方に予算、決算で承認いただきながらする。そういうサイクルをしていくというのが一つの経営的な考え方だと思っています。

杉本保喜委員 資本的支出のところの配水施設改良事業費のところの備考に配水管の更新ということで書いていますが、これが非常に前年度に比べると少ないという理由について、ちょっとお話をお願いしたいのですが。

岡水道局総務課課長補佐 実際、工事の本数自体も減っております。工事の詳細

細につきましては決算書14ページに今年度の工事の詳細は記載しておりますけれども、実際このたび継続事業に係るもの、配水池であったり、鴨庄の改修であったり、配水池に向かう送水管、配水管の整備であったり、事業量、金額もそうですし、工事のボリュームも今までかつてないぐらいのボリュームの工事をこなしております。ですから通常の配水管の更新事業、通常でしたらこのぐらいの金額では収まらないですけれども、要は重点的にそちらのほうに人も金も投資したために、今年度は少なかったと、配水管の改良工事が少なかったということでございます。

長谷川知司副委員長 石綿管の工事ですが、これはもう28年度で完全に終わっていると理解していいですか。

伊東水道局工務課長 補正のときにも御説明したかと思いますが、本来は28年度で全部発注して、発注自体はしたのですが、終わる予定でしたが、近接の下水道工事がございまして、国道、埴生のところですけど、国道で近接の下水道工事と一緒に工事をやるということになると、国道の規制がすごく長い区間になりまして、国のほうからも苦情が殺到するのではないかということで、下水道工事の完了を待つことにしました。下水道の工事が1月に終わる予定でしたが、これが今年度まで繰り越されて、それが原因でうちのほうも今年度に繰り越しております。今、工事を進めておりますけど、一部、水路の部分を残してほとんどが完成しております。あと10メートル程度の工事を残して、10月ぐらいには完成する予定でおります。

中村博行委員長 4ページもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
そしたら全般にまいりましょう。

山田伸幸委員 全般ということで、市民に対する給水制限の問題です。私のところに1件相談があって、すぐに水道局のほうに行って、解除はしていただいたのですが、市民にとって水を止められるというのは非常に大き

な心の痛手になるわけですね。その人はちょっと日常からそういう傾向がありまして、非常に打撃を受けているのですが、そういった給水制限が、あの日は給水停止です。やはりそういった単なる滞納から、即停止に至るにしては、ちょっと御本人に負担が大きかったかなと感じているのですが、その辺の配慮とかはされているのでしょうか。

伊藤水道局業務課長 基本的に水道水は、本当に命の水ですので、これを止めるというのは私どもも慎重にやっております。その中で、やはり期間とかも電気、ガスに比べて長く期間をとっております。通告、いついつまでに一応水道料金等お支払いいただかない場合には止めさせていただきますという文書とかも流しているのですが、例えば、山田委員が言われたように、生活困窮者とかという場合には、市や社協と連携をとるようにしておりまして、生活保護とか、そういう支援ができるようなところに相談等をしております。どうしてもやはり難しい方とかいうときには、そういうところとも協議をする中で対応をするという方策もとっております。1件1件やはり状況が違いますので、このやり方、とかいうのはなかなかないのですが、一応お話も伺ったりしながら、ぱしっと何でも止めるというような形にはもっていかないようには努力しています。一応、期間的にいうと3期、1期が2か月ですので、水道の場合には6か月間は待つようにはしております。それまでも督促を出したり、文書を出したりもしているのですが、止めるという期間につきまして6か月を基準にやっております。

岩佐水道事業管理者 この件は山田委員から受けまして、我々は決して冷たい扱いはしていません。原則論は課長が言ったとおりなのですが、市民の中にはいろいろな状況の方がいらっしゃいます。御相談いただきながら、それをやるということももっております。つまり片方では水商売ですから経営的なことを考えなければいけません、片方では公共性をもっていますから、そのバランスを考えながら、そういう方には、原則使ったものは払ってもらうのが受益者負担の原則ですけれども、その中には、

水道だけではなくていろいろな要素がありますので、御相談を受けながら、課長が言ったように対応しているということで、一応水は原則論では止めますけれども、止まったら困るのでということは、御本人も御承知でございますので、止める前に御相談を受けると、そういうことをしなくて済むというほうもございますので、よろしくお願いいたします。

山田伸幸委員 相談しようにも、非常にお役所というのは敷居が高いということをよく承知していただいた上でそういう対応をしないと、今回は幸いにも私のほうに相談がありましたので、すぐに水道局のほうに相談を持ち掛けたわけですけど、それができなかった人というのは随分おられて、やはり全国的にはそのまま親子が水道を止められ、電気を止められ、御飯も食べられないまま亡くなって見つかるという例もあります。それとか、市内でも誰にも看取られず亡くなるという例もあるわけで、そういったものを、セーフティネットワークを使って、皆で守ろうじゃないかというときですので、その辺の配慮も必要ではなかったかと思います。

岩佐水道事業管理者 先ほど言いましたように情報が入ってきたら対応する能力的なものは水道局にありますよと言っているのです。ただ、市民それぞれ全部の状況を把握するのは難しいです。ですから、このたびのように議員が動いていただいて、そういう情報が入れば、それに対して解決する。だから、それぞれの議員がこういう人がいらっしゃいますよと水道局に上げていただければ、それぞれの方の対応能力は持っているということです。それと、水道だけではなくて、これは全てのネットワーク作りをしながら、住んでいる方の情報をそれぞれの担当部署に上げていくという、このシステムの構築が大事だと考えています。

松尾数則委員 西見峠に配水池ができて、厚狭地区は非常に嫌な思いをしたのが、今回それが解決できるということで喜んでいるのですが、例えばそういった災害が起きるのはもちろん厚狭地区だけではなくて、小野田にも起きる可能性があるわけです。そのときに、例えば鴨庄浄水場か

ら小野田に送るといふようなことがいづれ考えておられるのかどうかもちょっとお聞きしたいと思ひます。

原田水道局次長 今現在は、地形上の問題もありまして、なかなか鴨庄浄水場から小野田のほうに水を持ってくるというのは難しいところもあるかなと思ひております。実際、技術的に管をひくことはできるのですが、普段使用しない管をひいておくというのも費用対効果の面からもどうだろうかということもありまして、これは第1次総合計画のときに検討はしたのですが、たしか約2億の費用が掛かったと思ひまして、その費用を結局使わない管のために支出するのかという話になりまして、施工はしておりません。実際には、そういった管の接続が全くされていないかといひますと、後潟地区と渡場のところで1か所ほど管をつないでおりまして、平成22年度の災害のときには小野田側から山陽地区の梶のほうには給水ができております。そういった形で、そういった災害が起きたときに、逆にその管を通じて、小野田の後潟とか高浜とか、そういったところにつきましては、給水は可能であるかなと思ひております。

山田伸幸委員 今の渡場のところの給水管というものは、例えば、日本化薬の前を通過して厚狭のほうまでは行かないということですか。南のほうは行ったというものはお聞きしたのですが、北のほうには行かないようになっているのですか。

江本水道局工務課課長補佐 今は根元の配水池が系統違いますし、高さが違いますので、基本的には、わずかに上げてはいますけれども、一応仕切っているというふうな状況です。災害時等は開けることはあるのですが、通常は配水ブロックが違いますので、多少流れてはいますけれども、基本的には別系統ということで、小野田のほうから厚狭地区にどれくらい送れるかというものはちょっと分かりませんが、ということですかね。小野田のほうから厚狭地区にということですか。どこまで給水できるかということですか。

山田伸幸委員 梶のほうに、南のほうには行くのですが、北のほうには上がっていかないのかという質問です。

江本水道局工務課課長補佐 現状は配水ブロックを仕切っていますので、通常は北のほうには送れません。今は西見配水池のほうから配水をしていますので。ただ、開けたときにどこまで行くかというのはちょっと今の時点では分かりません。

松尾数則委員 これで最後かもしれないから、いろいろ聞いておかないといけないことが一杯ある。大変だと思うのですが、安心安全な水を供給するというのは水道局の責務だと思っています。ただ、給水人口が100%ではないということがありまして、例えば、簡水で送られているところも何箇所かあって、例えば昔、私が住んでいたところも簡水だったのですが、100%にするというのも水道局の責務の一つではないか思っているのですが、その辺のお心づもりをお聞きしたいと思っています。

原田水道局次長 今は普及率99.3%でございます。一応、旧小野田市の地区につきましては給水区域が全域という形になっております。ただ、技術的にできるのかといいますと、竜王山とか菩提寺山のように高いところもございまして、なかなか難しいと思います。ですので、現状の配水池の水位のまま自然流下で供給できるかということ、そうはならない。山陽地区につきましては更に標高が高い地域がございまして、なおかつそこにあります集落の家の数が非常に少ない。そこまで水道管をひくにしましても、投資に対して水道料金が回収できるだろうかというのが正直なところでございます。先ほど管理者も言われていましたけれど、経済性と公共性のバランスをとる中で、本来であれば供給すべきところは供給すべきというのが水道局のスタンスであるべきと思っておりますけど、非常にそういう部分で経済性と公共性のバランスの中で困難な地域がどうしてもあるということをお聞きいただけましたらと思います。

岩佐水道事業管理者　それに関連して、水の生い立ちを考えてもらおうと分かります。つまり、水道が当たり前になっているから水道だということですが、水道水を全国にやったのは戦後、腸チフスだとか赤痢だとか衛生面でそういうのがまん延するから防ごうということなのですが、幸せなのは水質がよければ井戸を掘って、川の水が飲めるのが一番いいわけですよ。ところが、いわゆる上水、つまり水道水が当たり前になってきますと、そういうところが水道が来ていないから、水道を送ってくださいよという意見が出ます。山陽小野田市の中で、井戸で十分だ、長い間うまい水が飲めるからいいよという井戸水の利用者もいらっしゃるわけです。片方にそうではなくて、やはり井戸を掘るのは金が掛かるから、少し持ってくれよと、それは水道の権限ではございませんけれど、そういうことがあるから、そういう集落まで水道管を持って行ってやってくれ。そこまで持って行くためには相当なコストが掛かります。費用対効果を考えた場合、それが全部できるかというところ、できないところは、地方都市は全部抱えた同じ悩みでございまして、その辺は水を受ける側も、その辺の判断もいるかと考えています。

中村博行委員長　簡水の維持管理、あるいは更新というものについてはどのようにお考えですか。

原田水道局次長　簡易水道につきましては、これも水道施設の一部としまして、将来的に更新が必要になってきます。ただ、基本的に簡易水道の水源というのは井戸水でございまして、井戸水というのはいつか枯れてくるということが考えられます。将来的には現在の水道施設の中に統合するというのも必要ではないかなと。状況を見ながら検討していくべきではないかなとは思っております。

中村博行委員長　厚狭北部のほうでは今回もたしか一般質問で出ていると思いますけれど。

杉本保喜委員 実は私もこの簡易水道の現状をどのように把握されて、将来どのように見ているかという質問をしたかったのですが、今のことで大体想像がつかしました。いわゆる簡易水道の人たちが水道局によく来ます、苦情を言ってくる、何とかしてくれと来ているのかどうか。それとも、いやいや、さっき言ったように水道の水はもういいよ、井戸水で十分ですよと納得をされているのかどうかというところはどうかですね。

原田水道局次長 私も、そこまで言われますと、正確に把握はしていないところですけど、実際に今の簡易水道事業の状況で特別苦情があったということはないと思います。ただ、今の状況であれば、一般的な水道水と同じような形で使用できますので、特別な御不満はないのかなと思っておりますけど、今後、そういった水量の問題とか、そういったことが発生するようなことになると、そういった苦情も起こってくる可能性もあるだろうと思っております。

岩佐水道事業管理者 たまたま山陽小野田市、先ほど言いましたように件数も少ないですが、山口県でも萩とか、特に山陰地区の鳥取、島根などは簡易水道が多いわけですね。それが全部負担しているのは、水道が独自採算できませんから、やっぱり一般会計からそれを補填しているということです。その辺の方向としては、さっき次長が言ったように簡易水道を取り込まなくてはいけないけど、取り込んだらその辺のところをどう面倒を見るのかという問題も起きてくるわけですね。それと、本当に今のままでいいのか、それとも、おっしゃるように水道を引っ張ってくれと、引っ張ったらその辺のお金を一般会計で見てくれるのかというような問題も、これは全体的に、山陽小野田市は少ないから問題になっていませんけど、簡易水道の多いところは大変な問題として、山陰地区のほうでは起きている。そのことが水道料金に影響しています。つまり上水を使う人が少なければ、水道料金が高いわけですから、当然、そういうところは水道料金が高くなっているということになります。

松尾数則委員 簡易水道の件ですが、例えば、先ほども申し上げましたように簡易水道だったのですが、ヒ素の問題で本管につないでもらったわけです。既に井戸水をお使いになっているところの、そういった井戸水の水質について問題があるかないか、その辺を把握されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

原田水道局次長 井戸水につきましては、基本的に飲料水供給施設という形で、水道事業の管轄外というものになります。井戸水を飲んでよいかどうかというのは、井戸を掘られた個人が保健所のほうに水質を検査していただきまして、保健所のほうから許可が得られれば、その水を飲用に使用できるというものになっておりますので、水道局としては、なかなかそこまで詳しい情報は持っていないというのが正直なところでございます。

岩本信子委員 全体的にお聞きしたいのですが、水道局というのは、例えば、私が一番心配しているのは老朽化で、これから多分いろいろと設備があると。決算書の14ページにありますように、修繕とか改良とか、その計画はきちんとされているのですか。さっきから突発性はお聞きしましたけれど、その辺をまずお聞きしたいなと思うのですが、きちんとした計画はあるのですか。

岩佐水道事業管理者 アセットマネジメントというのは、そのために作ったのです。つまり2年半掛かって、資料もないのにプロジェクトチームを作って、自前で本当に苦労して作りました。それは将来的なものをやっていくという方向を一つ出しておく。それと、管路ですから、そして山陽小野田市は御承知のように開作で、炭鉱のところですから、地盤が決してよくありません。ですから、年度のようにうまく老朽化してくれればいいのですが、突発的なこともありますから、一つは経年を考えて一つの方向を見出す。もう一つは突発的な対応をするという、修繕と将来の更新需要と両方を今、計画を作っております。そのためのアセットマ

ネジメントです。そのとおりにならないことはあります。つまり人間の体と同じで、若い管が突如爆発することもあるのと同じように、そういうことはあり得るということです。

岩本信子委員 アセットマネジメントをされて改良計画を立てられたのですか。年間の予算に対してどれだけの改良をしていくか、何パーセントするのかという、その辺もお持ちなのかなと思って。お聞きしたいのですが。

岡水道局総務課課長補佐 現在、工事の箇所付けはしておりません。平成30年度からスタートの第2次総合計画において箇所付けをする予定です。ただし、事業費につきましては前回12月議会で議案として提出した資料の中にアセットマネジメントを要約したものがございました。40年間で248億円の投資が必要であろうと。この必要な工事は現在でさえ少し遅れている。少しどころか随分遅れていると。本来からいうと耐用年数からすれば、ここ直近の5年間は毎年税抜きで16億円の投資をしなければならない予定です。ただし、それでは会計がもたないので6億2,000万円程度の計画で、事業のボリュームとしてはそのぐらいは必ずやっておかないと近い将来に施設の破綻が起こるであろうということで、平成29年度予算から同程度の投資をしております。予算に計上しております。ですから収入うんぬんは抜きにして、その投資は必ず必要であろうということで30年度以降も6億2,000万円以上の投資をする。向こう4年間の工事の箇所付けはやっている最中でございます。

岩佐水道事業管理者 これが不思議なことなのです。つまり、民間の経理をやっているからお分かりだと思いますけど、民間の場合だったら、自分のところの資産管理がどうなっているのは持っていないとおかしいわけですよ。ですから、投資をしたら何年もつかということ、今、アセットマネジメントして、これだけですとやったら、積み残しがあるのは当たり前ですよ。それをずっとしてこなかった。これは山陽小野田市だけではないですよ。全国の9割の地方自治体がそれをやってきていません

でした。東京、横浜というのは金がありますから、投資したら、その投資回転の中でどんどんどんどんやっていくという、経営の健全化の中でできました。ところが、地方自治体はどこもそういうことの手立てがないから、ずっとほったらかし。積み上げた額が残って、それからスタートしますから単年度の投資額が少なくて長くいっちゃんわけです。その収入をどこから得るかというのは水道料金しかないけど、それが急にできない。国も金をくれない。これは水道事業が抱えている体質的な問題です。これは地方自治体だけがやる問題ではなくて、国の手立てがないと絶対に駄目です。そういうことを厳しく感じてほしいなと国のほうに私は申し上げておりますが、なかなか動きません。少しずつですけど、犬の遠ぼえですけど、ずっと言い続けなければいけないと思っています。そういう理解をしてください。

中村博行委員長 今の岩本委員の質問等々は12月に全て聞いていますよ。

岩本信子委員 聞いていますけど。

中村博行委員長 局長が言われたのも、ほかの委員はもう何回となく聞いてるので、その辺を踏まえた中で質問をお願いします。

岩本信子委員 一番の心配事はそこだと思います。決算の概要見せていただいて、積立金が8億3,000万しかなくて企業債が52億3,600万。これは本当に大変だなと私は思います。お聞きしましたら水道会計も右肩上がりという状況ではございません。どっちかというところだと給水でも下がってくるし、人口も下がってくるということになると、これを水道局としては、これからどのように捉えていかれるか。水道料金値上げというものもあるのでしょうか、どのようにしていきたいのかというところを。私たちも気持ちは分かります。やはりこれを少しでも縮めていくとか、そういうお考えがあるのかどうかということでもいいですが。

岩佐水道事業管理者 私は何回も言っていますが、水道事業の体質の問題です。一番最初からの。水道を国策でやったというときから、国の金を投じて全部やったと。この維持管理を将来どうやってするのかということがなしに国が金をぼんと出したと。後の面倒を見ずに老朽化したら独立採算でやれという、こんな無責任な施策はないと思いますよ。そのしわ寄せが今来ているということですから、これは強く皆が国にその辺をどうするかというふうにしなないと。もっと言うと毎日テレビで全国あちこち水が噴き上げて、私が言うように水道爆発が起きたら世論が絶対動きますよ。世論形成があって、初めて動き出すというのは遅いのですが、既にそういう傾向に水道事業はあるということ。これは水道事業じゃなくて、ほかの要素もあることは国の財政の中にやっぱり抜本的に変えなければならない。答えは構造を変えないと駄目です。

中村博行委員長 それでは、ぼちぼち最後辺りで。

山田伸幸委員 決算ですので改めてお聞きしたいのですが、昨年12月議会で値上げの議案を出されて、その後、市民説明会されました。一部に説明会に参加するなというような妨害もありましたけれど、そういった市民説明会をされたその内容を水道局においても吟味されたと思うのですが、その点での総括的なこと。ほかの機会でもいろいろ発言をされていると思うのですが、改めてこの決算の場でこの市民説明会を踏まえて、今後の水道局の進め方、持っていく方、改めて市民に対してどのようにしていくのかについてお答えいただきたいと思います。

岩佐水道事業管理者 市民説明会は大変我々としては反省すべき点と、なるほどこういう考え方があるのかということで大変勉強になりました。それを踏まえまして皆様方に市民説明会の御報告を申し上げました。あそこで書かれているのが全てです。それを基にして、では水道料金は上げるのか上げないのかという問題を検討いたしました。本来なら水道事業がこうあるべきだというときには皆さんも選挙とは実は関係ないわけです。

よ。ところがやはりそうはいきません。皆さん方も市民の合意、つまり票を持って出られていますので、何らかの影響があるということを感じました。4月に市長選挙があり、秋には市議会議員選挙があるというところに出すと本来水道事業がどう在るべきかという観点から少し外れるなという反省もしました。それは市民のほうからもそうではないかという指摘を受けましたので。次はそれを基にして、ではいつやろうかというときにその辺を考えましたから、現在水道はどう在るべきかと毎月の広報に載せていただいていますし、ネットに載せていただいて、あるいは来られたらその都度説明するという形をとっております。その中で1番多かったのは、将来に向けて水道料金を上げるのをやめようじゃないかと。つまり断水や漏水が起きたら困るので、その辺を避けてほしいと。ただ段階的に上げることを考えてほしいし、このたびの上げ方は上げ幅が多いのではないかということをしっかり市民に問うて議会にしっかり説明するというのをやってくださいねという意見が多かったので、その方向で考えています。当然水道料金の値上げというのは将来の財政計画にも関わりがございますので、いろいろなパターンの中で今検討しているところです。皆様方も選挙前でございますので、10月に終わってすぐに新しい委員会が構成されてもなかなか新人議員には分かりにくい等がございますので、その辺は一つ12月というわけにはいかないなど。じゃあ3月、3月というのは新しい予算と水道料金が相関関係にございますので、それを一遍にやるというのは問題かなと。これはまだ内部で相談していません。6月ぐらいが一番いいのかなと思っております。

中村博行委員長 当初から局長はおっしゃっていたのでその辺りのことは想定できると思います。それではこれで質疑を打ち切ろうと思いますけど、よろしいでしょうか。

原田水道局次長 先ほどの発言の一部を修正させていただきます。先ほど岡課長補佐のほうから第1次総合計画の管路の更新については更新の箇所付けができていないという話がありましたけど、これは全てできておりま

す。これは実施計画というのがございまして、更新する計画につきましては、全部できておりますので、これについては全部実施計画で御説明をできる形になっております。2次については現在検討中でございます。

岩本信子委員 環境を配慮した小水力発電とかがありますよね。うちも高いところから下りてきているからそういう考え方というのも一つ環境に対して配慮していくという部分ですけど、山陽小野田市の水道局ではその点はどのように捉えられて考えられているのかなということをちょっとお聞きできたら最後をお願いします。

原田水道局次長 これにつきましては前にいらっしゃいました衛藤議員のほうからも同様の話がございました。検討させていただいたわけですけど、今、小水力発電をしようとする、配水池から流れる水に対して水流を利用して発電するということになるわけですけど、その配水池に上げるまでどうやって送っているかという、ポンプで水を送っています。それに対しまして流下する水の勢いを利用して発電するわけですけど、これをやろうとすると結果的に出ている水圧そのものが低下してしまって実際には高いところにあるお宅の水圧が下がって、最悪の場合水がかなり出づらくなるという状況が起こるといえることが予測されます。そのためなかなかそこまでして市民に御迷惑を掛けるというのも難しいということと、そういったことから非常に困難であるという御説明をさせていただいた経緯がございます。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。議案第65号について討論ございますか。

山田伸幸委員 3条会計、4条会計の関係については理解をしておりますが、やはり市民にとっては目前に迫っている生活用水ということ踏まえて、4条を市民に求めるのは現時点では難しいということを感じています。その点から3条だけでみるとまだまだ改善の余地はあるということ。そ

れと昨年の12月議会の水道料金改定の唐突な提出の仕方、ここに問題があったということ。それと先ほど指摘をいたしました停水の件。こういったことを問題として考えまして、今決算については承認できないということであります。

中村博行委員長 ほかに討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので採決に入ります。それでは議案第65号、平成28年度山陽小野田市水道事業決算認定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 賛成多数ということですので、議案65号、平成28年度山陽小野田市水道事業決算認定につきましては認定すべきものと決しました。以上です。続いて日程第2の議案第77号、平成28年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について執行部のほうから説明を求めます。

岩佐水道事業管理者 今回の決算を承認いただきましたので、議案第77号、平成28年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明を申し上げたいと思います。先ほど御審議いただきました、平成28年度水道事業会計決算によって生じました、当年度未処分利益剰余金5億1,214万6,533円の処分につきましては、議案書添付の剰余金処分計算書案に記載のとおりでございます。まず、未処分利益剰余金のうち3億2,396万2,743円は、決算書8ページの注記⑥のとおり、裏付けとなる現金が会計内にありませんので、資本金に組み入れることといたします。残る1億8,818万3,790円は、建設改良積立金に積み立てることにいたしております。以上、簡単ではございますが、平成28年度の水道事業会計利益処分案の説明といたしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、この77号について質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありません。それでは議案第77号について採決をいたします。議案第77号、平成28年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第77号、平成28年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については可決すべきものと決しました。それでは一旦ここで休憩し、すぐ始めたいと思いますので55分まで休憩ということでお願いします。

午前10時48分休憩

午前10時55分再開

中村博行委員長 はい、それでは休憩前に引き続きまして、委員会を続行いたします。それでは日程の3番、議案第66号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について、水道局の説明を求めます。

岩佐水道事業管理者 議案第66号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業決算につきまして、決算書に沿って概要を御説明させていただきます。決算の概況につきましては、決算書56ページ以降に記載しております。工業用水につきましては、責任給水制をとっており、前年度からうるう年1日分減の年間901万5,500立米の基本水量を3事業所に給水いたしました。実績給水量は、前年度に比べ14万5,415立米減の870万8,773立米となりました。収益的収支に係る税抜の損益計算は、決算書50ページで御説明いたします。1項営業収益と2項営業費用との差引営業利益は約3,807万円となりました。営業外収入に

つきましては、非現金性の長期前受金戻入を約397万円計上いたしております。結果、当年度純利益として3,989万円余りが生じましたが、これから非現金性の収益を除いた、正味の利益は約3,593万円となっており、前年度比較では約160万円の増益でございます。さらに、その他未処分利益剰余金変動額4,337万円余りを計上いたしておりますが、これは会計処理上の数字にすぎません。新規でキャッシュは発生いたしておりませんので、御注意いただきたいと思います。以上により、当年度未処分利益剰余金は8,326万8,950円となっております。利益処分につきましては、別途議案で御審議いただきます。

次に、資本的収支につきましては、決算書48ページ、49ページを御覧ください。収入は病院会計からの貸付金の償還元金です。支出につきましては、建設改良費といたしまして西部線送水管の改良工事等を行っております。これに企業債償還金を含めて支出総額は、7,776万8,383円となりました。資本的収支不足額につきましては、欄外記載のとおり全額補填をいたしております。以上が、平成28年度決算の概要でございます。詳細につきましては、次長の原田から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

原田水道局次長 それではお手元の決算書附属資料、B4版に沿いまして御説明いたします。なお、決算書の該当ページは資料備考欄に記載しております。資料の工水1ページでございます。業務量でございますが、概要説明のとおりでございます。次にその下の表、収益的収支の収入の部でございます。水道料金は前年度うるう年でございますのでその分変動しております。収入合計につきましては463万3,355円減の2億7,662万4,572円でございます。次に、資料工水2ページを御覧ください。支出の部でございます。項目の給料手当、法定福利費、資産減耗費が大きく減少しております。支出合計につきましては608万6,993円減の2億3,672万9,127円でございます。当年度純利益が3,989万5,445円、前年度繰越分はなく、その他未処分利益剰余金変動額を加えました8,326万8,950円が当年度未

処分利益剰余金となっております。消費税納付額は858万8,800円でございます。次に資料工水3ページでございます。資本的収支でございます。収入につきましては、先ほどありましたとおり病院会計からの貸付金償還元金のみでございます。支出では、昨年から引き続き西部線送水管の新ルート、叶松団地の中でございますが、そちらへの布設替え工事を行っております。その他、浄水場の電気設備更新を行っております。これら建設改良費に企業債償還金を加えた支出合計につきましては、2,960万7,545円減の7,776万8,383円でございます。資本的収支の不足額につきましては、損益勘定留保資金等では不足いたしますので、積立金を4,337万3,505円取り崩して、補填をしております。なお、決算書52、53ページ貸借対照表を御覧ください。左手の下の注記②ですが、損益外の引当金の取崩し経理を明示しております。注記③としまして未処分利益剰余金に説明を追加しております。B4の資料に戻りまして、工水4ページを御覧ください。浄水と同様に貸借対照表の対前年度比較を記載しております。先ほど申しました収入の病院会計貸付残高3億3,000万円につきましては、固定資産の欄の投資に記載しております。次に企業債残高でございますが、2億742万5,333円は固定負債及び流動負債に記載しております。これに対しまして、利益剰余金でございますが、これは資本の部のほうに記載をしておりますが、正味約5億5,650万円となります。また、運転資金につきましては、貸借対照表上の流動資産と流動負債の差引きが約3億9,600万円ございますので、当面資金ショート心配はございません。また、資産の部の流動資産のところになります現金預金の残高でございますが、これにつきましては、決算書60ページを見ていただければと思います。キャッシュフロー計算書でございますけど、この一番下の欄でございますが、資金期末残高の金額と同額となっております。次にA4の資料、別紙2というのがございます。先ほど浄水で説明しましたものと同様にキャッシュフロー計算書というものでございますが、資金増加額につきましては、決算値は1,748万円余りのマイナスとなっております。また、上水会計と同様に※印の項目、濃いグ

レーの未収・未払等を除外して再計算した結果は(A)のとおりでございます。平成28年度の事業活動を通じて、現金744万5,307円が会計外に流出をしております。資料裏面につきましては、先ほどと同様に決算の概要を記載しておりますので、お読みとりをお願いいたします。以上が工業用水道事業会計の決算でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

中村博行委員長 はい、説明が終わりましたので、随時質疑を求めていきたいと思いますが、これは全般でいきましょう。

山田伸幸委員 本会議場でも質問しましたが、病院会計との関係です。この資料を見ていますと1,000万が2か年続いて、あと6,600万円。不可能じゃないかなと思わざるを得ないです。というのも、病院会計のほうでコンサルタントを入れて改善する、既に改善に着手すると言っていたのに、全然、形跡というか決算上に現れてきていないわけですよ。そういった中で1,000万は返してもらいましたが今後6,600万円というのは見込みが立つのかどうなのか。その点いかがでしょうか。

岩佐水道事業管理者 もう病院の決算は終わりましたか。

中村博行委員長 昨日。

岩佐水道事業管理者 終わりましたね。今回見られましたら、ああいう結果になっていまして、不安的要素はないことはありません。正直言って。同じ企業会計ですから、企業会計の見方は、あそこも経営するわけですから、公的病院の責任というのものもあるのですが、片方ではやっぱり経済性ということも考えるべきだと私は思っています。その中で、決算の結果を見ますと、将来に大変不安だなという思いはないことはありません。しかしながら、過去のいわゆる市にあります子会社的な中で困っているときはお互い助け合うという精神は変わってございませんので、ああい

うふうに再度契約を締結させていただきまして、その中に1,000万、それから6,600万ですかね、契約のとおり履行してもらえるとすることは、信じるほかございません。

山田伸幸委員 企業会計風にいうならば、担保は何でしょうか。

岩佐水道事業管理者 担保は取っておりません。保証は市のほうがやると。つまり、親がいて子会社同士なので、普通は民間だったら子会社が悪かったときその辺をもっと厳しい追及がありますけど、その辺が私は甘いなと思っています。ただ、担保がありませんので、そのときにいわゆる保証は当時の市長がするというような内容での契約でスタートしていると聞いておりますので、そういう関係を壊すことはできないという思いがありながら、あの中身にとって今回の決算を見たり、将来を考えたりすると少し不安的要素はないことはありません。

中村博行委員長 他会計のことだとはいえ、本委員会ではやはり注視すべき点でありますので、その辺は御留意をいただきたいと思います。

山田伸幸委員 それと、水源涵養林^{かんよう}の整備積立金が残っておりますね。これは今後どうされるのか。5月に皆で水源涵養林^{かんよう}のハイキングもいたしましたけど、非常にいい環境もあるわけですから、これをなんとか市民に還元できるような方向で利用できないかなというのも考えておりますが、何か方針があればお答えいただきたいと思います。

原田水道局次長 水源涵養林^{かんよう}につきましては、現在取得が26ヘクタールございまして、当初の目標は30ヘクタールございました。残り4ヘクタールというのが、今まだ水源涵養林^{かんよう}そのものあの一带がところどころ飛び地がございます。将来的にはその飛び地を買収しまして、一带とした形で管理、運営をしていきたいと考えておりまして、一つはそのための基金として持っております。ただ、用地交渉は過去にもしたことがあるの

ですが、なかなか調整が付かなかったということで、また将来取得に向けて土地所有者の方とお話をさせていただきながら、できましたら今後取得する方向で考えたいと思っております。また、水源涵養林かんようにつきましてはモデル事業というところもございまして、26ヘクタールという土地は一般的に見るとかなり広い土地のような気はすると思うのですが、水源のための森としては非常に小さいものでございます。ですので、こういった水道水の水源の水を作るためには、こういうような森林整備をしていかないと私たちの水道の水源というのは保つことができないということを市民の方に知っていただくという目的で活動させていただいております。そのために必要な整備等はやっておりますが、そういった形で是非とも市民の方に自然の大切さ、それによって私たちが普段使用している水道水の水源というのは保たれるということを知っていただくために、今後も様々な広報活動等をさせていただければと思っております。

山田伸幸委員 水源涵養林かんようの中を流れる日峯川に遊歩道が付けられかけていますよね。非常に流域が美しいですし、行かれば本当に本市内では得られないような自然環境に触れることができると思うのですが、あれは地元の方が任意でされているわけですよね。それに対して、例えばこの中から少しでも援助を出してあげて、もう少し市民の方が行ったときに安心して歩けるような歩道にできないかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

原田水道局次長 これにつきましては、地元の方がそういった遊歩道を整備していただいておりますが、基本的には先ほど山田委員が言われましたように日峯川の自然を堪能していただきたいという目的でございます。水道局としても、正直なところ道路を活用したいと思っておりますが、地元の方とお話しすると、川のすぐ横を流れておりまして、時期によって蛇とかが出るということで、ちょっと危険なところがあるのではないかという話を聞きまして、なかなか多くの方をお連れして、そこを歩いていただくというのも、少しこちらとしても不安がありまして、ちょっ

と活用できていない。何かそういったことにつきまして、今後対策ができればなどは思っております。

岩本信子委員 貸借対照表の中で、構築物が新築されたのか更新されたのか分からないのですが、これはどういう工事がされたのですか。

岡水道局総務課課長補佐 決算書でいいますと65ページになります。単年度資本的支出のうちの建設改良費に当たる投資が貸借対照表上の増額分として表記されます。

山田伸幸委員 今、西部線の改修工事がこれからまた行われるわけですが、バス路線の変更で、当該自治会内の道路が壊れるということがありまして、もともとバスが通るような構造になっていなかったと思うのですが、その点に対する対応というのは今後されるのでしょうか。

伊東水道局工務課長 今年度の工事につきましても、バスはう回路ということでしたのですが、団地内の道路、昨年も舗装が偏っていたので補修はさせていただきましたが、明らかにバスが通ることが原因でということになれば、対応はさせていただきたいと考えております。ただ、なかなか原因が特定できないときもあろうかと思えますけど、その辺りは随時、山田委員のほうともまた相談して進めてまいりたいと思えます。

山田伸幸委員 水道局舎のことですけど、市民館が今後長期にわたって使用できない可能性が出てきています。そういったときに、水道局にも2階に会議室があるのですが、それを例えば条例を変えて市民に使えるようにするというお考えはないのでしょうか。

原田水道局次長 済みません。これにつきましては全く検討しておりませんでした。一応、会議室としては非常に狭い会議室でございますので、それほど利用される方に対して利便性があるのかなという気持ちもございま

す。基本的に、今まで第三者に貸すということを検討しておりませんでしたので、また市長部局から何らか話がありましたら、改めて協議をしたいと考えております。

中村博行委員長 いきなりということでありましたけどね。ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、議案第66号について採決をいたします。議案第66号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成です。したがって、議案第66号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定については、認定すべきものと決しました。それでは引き続いて、日程の4番。議案第78号平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明を求めます。

岩佐水道事業管理者 それでは、議案第78号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。先ほど御審議いただきました、平成28年度工業用水道事業会計決算によって生じました、当年度未処分利益剰余金8,326万8,950円の処分案は、議案書添付の剰余金処分計算書に記載いたしております。このうち4,734万752円につきましては、決算書52ページの注記③のとおり、裏付けとなる現金が会計内にございませぬので、資本金に組み入れることといたしております。残る3,592万8,198円は当年度の事業活動で新たに生じたキャッシュに当たるため、建設改良積立金に積み立てることといたしております。以上、簡単ではございますが平成28年度の工業用水道事業会計利益処分の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

中村博行委員長 はい、説明が終わりましたので質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、討論なしということで、採決いたします。それでは、議案第78号、平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成です。したがって、議案第78号平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決すべきものと決しました。続いて、日程の5。議案第72号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、水道局の説明を求めます。

岩佐水道事業管理者 それでは、議案第72号、山陽小野田市水道事業給水条例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。まず、16条です。販売及び濫用等の禁止についてですが、水道創設期は、公衆衛生を目的といたしておりまして、一人当たりの給水量は必要最小限に設定されていることから、目的外使用及び区域外給水の防止のために販売及び濫用等を禁止しておりました。しかしながら、現在、水道創設期に掲げていた公衆衛生の改善という目的はほぼ達せられ、また水道契約者の使用目的が多様化してきたことから、時代に合わせた内容とするため、この条文を削除することといたしました。次に、17条、給水装置の指定及び変更についてですが、特定計量器検定検査規則に基づき定められている各水道メーターの適正使用流量範囲を超えて使用する給水装置所有者に対して、口径変更の指示及び指導を徹底し、適正使用水量範囲内の水道使用を確実なものにするために明文化いたしました。その他につきましては、用語の統一と所要の改正を行うものであります。以上、

簡単ではございますが山陽小野田市水道事業給水条例の一部改正についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中村博行委員長 はい、それでは質疑のある方。

山田伸幸委員 これは今に始まったことではないと思うのですが、これがなぜ今の時期にこういう改正になったのかお答えいただきたいと思います。

伊藤水道局業務課長 まず16条から御説明させていただきます。本来であれば山田委員のおっしゃられるとおり、もっと早い時期にというのが筋だと思います。ただ、条例改正、なかなかちょっとするにおきましては、議員の議決ということがありますので、なおざりになっていたということがありますが、実際もう内容的にも今の時代に即していないということで、16条については削除という形にさせていただいております。それから17条につきましては、これは実際のメーターの許容範囲、これをきっちり調べる中で、それを超える使用者等が現存するという中で、やはり適正水量、例えば13ミリであれば1か月当たり100トンという基準等があるのですが、これを超えるところについては適正に指導していきたいという中で、今回指導ができる体制を整えるために、この要綱、規定を追加させていただきました。

山田伸幸委員 では17条のほうで、今メーターの許容水量を超えるというのはどの程度あるのでしょうか。

伊藤水道局業務課長 大体見ますと、13ミリでいいますと6件ぐらいあります。ほかのところにつきましては、20ミリが2件、25につきましては12件となっております。大口径のほうも全部申し上げたほうがよろしいでしょうか。（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 要するに、対象が既にあるということですね。この辺の指導

はされているのですか。

伊藤水道局業務課長 いえ、今までやはり条例がないものですから、なかなか指導がしづらかったというところがありますので、今回この条例を作ることによってこれからきちんとその指導をしていきたいとは思っております。

岩佐水道事業管理者 17条は実は大事なことですよ。これを水量に合わせたメーター付けてもらわなくてはならないのが、そうではないということで、もう条例がないと指導ができませんので、これは是非ともやりたいということで、条例というのは議会の議決が要りますから、そのときに16条は当然やっておかなければいけなかったのですが、これ実害がないので、このたび17条が大事な要件なのでそれを全部調べましたら、16条も時代に合わないので16条もお願いしたということで御理解ください。条例1回ずつしませんと。大事な要素があったときにやるということで。実害がなかったとか、こういう形の条例改正というのがままあると御理解ください。

山田伸幸委員 このメーターの口径の増径を求めるといふことのその際には、工事代金というのは誰の負担になるのでしょうか。

伊藤水道局業務課長 給水装置というのは基本的に所有者の持ち物になりますので、これは水道局ではなくて、あくまでも工事代金は所有者の負担という形になります。

岩本信子委員 33条を見ますと水道料金の集金はしないということですか。

伊藤水道局業務課長 基本的には、集金制度というものは水道局の職員ではなくて、今までほかの一般の方をお願いしておりました。その制度をもうなくしましたので、それで今回整理するために集金制度をなくすという

形にしております。ただ、体の御不自由な方とかという場合とかにお伺いすることはありますが、これはあくまで特例的なものでありまして、これは集金制度というものではないという見方をしております。あくまでも、集金制度というものは廃止しておりますので、今回の条例改正できちんと整理をさせていただいたと御理解いただきたいと思います。

山田伸幸委員　ということは、集金が現に特例とはいえ存在をしていると聞き取れたのですが、どの程度残っているのですか。

伊藤水道局業務課長　件数的には本当僅かです。それも、できればこの10月から新たな制度が出ます。コンビニ収納という制度ができますので、それに合わせて完全になくしていきたいとは考えております。

中村博行委員長　10月から新制度ね。はい、よろしいでしょうか。それでは質疑を打ち切ります。議案第72号について、討論はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に入ります。議案第72号、山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長　はい、全員賛成です。したがって、議案第72号、山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については可決すべきものと決しました。はい、それでは水道局関係については、これで終了いたします。そこで、水道局のほうから報告があるようですので、よろしく申し上げます。

岩佐水道事業管理者　お手元に今日配布したと思いますが、宇部との市長同士が、新たに山陽小野田市長がお受かりになりましたし、以前お互いに確認書を交わしておりますが、その辺を今までの経緯とともに御相談をし

ながら、皆様方に資料をお渡しした、後ろに写真を入れてこのような形で行いましたということで、それについての報告をさせていただきます。

原田水道局次長　それでは先ほど岩佐管理者が申したとおり、まず8月18日に行いました、宇部市と山陽小野田市の水道事業広域化に係る両市長の会談の報告からさせていただきますと思います。お配りの資料を見ていただきましたらと思いますが、日時につきましては今年の8月18日金曜日の10時から10時35分の間で、場所につきましては宇部市役所の市長応接室でございます。このたびは山陽小野田市長が宇部市のほうに参っておりますが、平成27年度に両市長が会談したときには宇部市長が山陽小野田市のほうに来られたということで、このたびは山陽小野田市のほうから宇部市に出向いたという形になっております。出席者のつきましては記載のとおり、宇部市は市長、副市長、上下水道事業管理者、水道局副局長と次長でございます。また、当市は市長、副市長、水道事業管理者と次長でございます。目的につきましては、平成27年2月26日、久保田宇部市長と白井山陽小野田市長の会談により、両市の水道事業広域化について検討、推進することとなり、同年6月に両市の公営企業管理者を責任者とした検討委員会を設置し協議を続けております。本年4月に山陽小野田市は藤田新市長となり、宇部市では7月に久保田市長が3期目に入ったことから、改めて、両市長の会談により水道事業広域化の方向性を確認することとしたという内容でございます。結果としては、両市とも人口、有収水量が減少していく中、安全な水道水を供給し続けるために両市が協力することで意見が一致をいたしまして、引き続き、水道広域化を検討していくことが確認をされております。その際に、両市長が述べられた意見をその下に記載をしております。まず山陽小野田市長としては、「方向性としては間違いないと思っているので、これまで両市長が話をされたことを踏襲することには異論はない。むしろ加速度的に進めていく課題でもある。次に、広域の事業化については、いろいろなプラス要素がある。消防の広域化では大きな成果があったが、水道事業の広域化では企業の合併という要素が入ってくる。総

論はよくても各論に入ってくると、企業合併が破綻ということが往往に
して起こる。それほど難しいということも認識している。課題解決に重
要なのは、お互いの情報を全て開示するということ。良い所も悪い所も
包み隠さずに出し合い、それらの情報を基に良い形を作っていけたらと
考えている。これを大切にしたい」という意見を述べられております。
次に宇部市長のほうですが、「水道事業イコール水の提供をどうしてい
くか、安全な水道水をどうやって供給するか、誰のために何のために、
という観点で取り組む必要がある。市民は水道料金に敏感である。市民
のために重要な改革をやっていくということを明確にしないと進まない。
情報を公表していくことが、市民の理解を得るためのカギになる。市広
報やホームページなどで両市が積極的に公開していく必要がある」とい
うことを述べられております。また裏面にその当時の写真を掲載させて
いただいております。報告は以上でございます。

続きましてもう一枚目のほうですが、今現在の宇部市と山陽小野田市
水道事業広域化検討状況についての報告をさせていただきたいと思いま
す。まず、1の検討体制でございますが、両市の水道事業におきまして
公営企業職員により検討委員会、幹事会及び専門部会というものを設置
しております。専門部会につきましては、基本計画作成専門部会、技術
系専門部会、事務系専門部会の三つを設置しているところでございます。
検討委員会、幹事会及び基本計画作成専門部会については平成27年5
月1日に設置、技術系専門部会及び事務系専門部会については平成27
年8月17日に設置しております。次にこれらの協議の開催状況でござ
いいますが、その下にありますけど米印の注としていずれかの事業体で単
独に開催された協議は、これを含まないというものにしております。検
討委員会につきましては、記載のとおりこれまでに5回開催をしており
ます。直近では8月17日でございます。次に幹事会では、平成27年
度は7回、28年度は9回、29年度になりまして4回開催していると
ころでございます。また専門部会につきましては、平成27年度に基本
計画の専門部会を11回、技術系を7回、事務系を9回、またこのとき
に基本計画の素案を作成しましたコンサルタントは13回の協議をして

おります。また28年度につきましては、基本計画は1回、技術系が3回、事務系1回と合同で1回開催しております。平成29年度につきましては合同で1回、技術系は2回、事務系1回という形です。次に裏面になりますけど、現状で決定事項がされている事項についてです。水道広域化の形態につきましては、両市の中で経営の一体化による一部事務組合方式とするということと、経営の一体化の後、事業統合に向けて引き続き協議するというところでございます。それから、一部事務組合を設置する前に、両市による一部連携も可能なら開始するというところで、来年4月から一部事務事業の広域連携を開始することで詳細協議中でございます。その下に内容について記載をしておりますけど、3点協議を行っているところです。1として浄水場で使用します薬品。これは塩素とか凝集剤でありますパックの共同購入。それから水質検査業務の共同実施。三つ目としまして、修理用資材の共有や融通でございます。次に、一部事務組合で所管できない以下の事業については、市長部局に移管する方向で調整するというところで、一部事務組合というのはそれぞれ関係する事業体であり共同でできるものしかできないということで、山陽小野田市の場合は工業用水道事業が宇部市にはないので一部事務組合の中ではこの事務ができないということと、宇部市では上下水道局となっておりますので、下水道事業が一緒にはできないという形になります。それらにつきましては、基本的には市長部局に移管する方向になるということでございます。それから、4として主な検討課題でございますが、課題として出ておりますのが、一つが厚東川を水源とする以下の現浄水場の再編計画でございます。対象となるのが山陽小野田市では高天原浄水場、宇部市では広瀬浄水場、中山浄水場でございます。これら今三つある浄水場の統廃合についてどうするかということを検討中でございます。それから、次に山口県の水道整備基本構想の見直しとありますけど、これは基本的に国の指導で都道府県がそれぞれの自治体の中にある水道事業について将来的な基本構想というのを作っております。山口県の場合はこれが昭和60年度に策定をされております。この趣旨でございますが、水資源の不足、水源水質の劣化、料金格差等の問題が生じている

ことから、貴重な水資源の有効活用、県民等しく均衡のとれた負担の下に同質の水道サービスを提供することを究極の目標とし、未給水区域の解消、料金格差の是正及び水道事業経営の健全化を図るため、計画的かつ広域的に水道施設を整備する基本的な方向を明らかにし今後の水道行政の指針とするというものでございます。当初、昭和60年度の圏域の想定ですが、このときにはまだ行政合併の前ですので、宇部市、小野田市、美祢市、楠町、山陽町、美東町、秋芳町、3市4町でございます。これを現状にしますと、宇部市、山陽小野田市、美祢市という枠組みになるという形です。ただし、この計画の中で定められている目標年度は、昭和80年度、いわゆる平成17年度でございます。もう既に計画期間は終了しているということなのですが、山口県の水道の担当である生活衛生課水道班との話の中で、基本的に山口県はこの計画はまだ生きていくということをおっしゃって、見直しはしようと言われておられるのですが、宇部市と山陽小野田市が広域の検討をしていく中で、山口県としてはこの方向を推進していきたいという考え方があるということでございます。そうなりますと、宇部市と山陽小野田市で検討しております広域化というのがちょっと難しくなるという面もございますので、この見直しを県に対して両市のほうから要請をしていきたいという話でございます。これが一つの課題になっているということでございます。以上でございます。

中村博行委員長　ただ今報告がございましたけど、どうしても聞いておきたいということがあれば。

岩佐水道事業管理者　大変気になることですから、広域というのは簡単にいかないわけですね。今、共通項ではない上下水道が宇部にあって当市にはない。工業用水がうちにあって、ない。うちは厚東川水系以外に厚狭川水系を持っている。これが共通項じゃないと。次長が言いましたように、宇部のほうが上下水道を離して、元に戻すと。小野田は工水だけを委託するという形です。それは全体が見えてからやろうということで、その

前にやることがあるよというのが先ほど言いました①、②、③。これは広域ではないのですが、これは本来事業者が共同購入したりするのは普通考えられることですよね。実際にそういうことをしながら広域に向かっていくということになりますと、こういうことになるわけですよ。つまり運営計画を将来作って、この運営計画に合致してこれがいけるなどになったときに協議会を開いて、両市、議会が入ってやるという方向です。その中身の一つは広域化の方式です。どういう形にするか。それからスケジュール。水道料金が違いますので一緒になったときに一遍にすぐにできませんから、水道料金をどのようにするか。それから施設の整備の問題、安全性の問題、危機管理の問題、将来に向けた財政計画をしっかりと練ってやらないといろいろ協議会で聞かれたときに答えられないというのが一つあります。もう一つです。これはすごく大事なことです。今、水道法がこの前通常国会で継続になりました。その中で、国が言っている大きなところが官民連携です。つまり民間に委託できるならしなさいよと。二つ目が広域です。広域をするためには上下水道がばらばらだったら大変ですから上下水道にしなさいねという方向性は出しています。ところが権限も金もくれていません。つまり、平成の大合併の時には特例債という「あめ」がありました。水道の場合はそれがないので、独自性でやりなさいよとなりますと、なかなかその辺が問題あるということと、国は県が指導的な立場によって各地方自治体を指導しなさいよと言っているのですが、全く県は動いていません。やるというのは、県は先ほど言いました水道の班ですよ。つまり厚生労働省が水道課であると同時に、県のほうも水道班、つまり権限がすごく弱い。それなのに方向性だけはいうと。こうなりますと先ほど言いましたように、県が作った基本構想、これは昭和60年です。これはとっくに権限、賞味期限が過ぎているのですが、これを片手に水系ごとに山陽は美祢と一緒にやりなさいよと言ってきています。何の根拠もなしに。しかも60年のときに作った基本計画たるや、やらなくてはいけないという中身のものをずっと強制的に持ってくる。こういう問題があるということをお理解ください。つまり、国も県も方向性だけは出すけど、地方自

治体の面倒を見ずにあるということが一つです。これは僕がいう、基本的な構造の誤りです。ですが、それを地方自治体が受け取って現状の厳しさを乗り越えていかなければならない。そのときにそれを乗り越えようと思って、山陽小野田市と宇部市が広域化について研究しているわけですね。研究してあげたら、それは美祿も入れる方向ですよとってきているわけです。この前検討会では、それはそれとして考え方はいいけども、何もしてくれないのであれば我々としては進む方向で進まなければならないと。ところが、そういうネックがあるということなので、ひょっとしたら先ほど言いましたように、基本的にはこういうのが理想的ですが、ステップバイステップで進んでいくという方向を取りながら市民の御理解をいただくという方向が一番現実的だと私は思っています。だから、その辺も将来的なことですからすぐにはできませんが、議員のほうもそういう認識でいてくれたほうが前に進むのかなと思っています。

中村博行委員長　ざっと説明を受けまして、委員会としても注視をしていかなければならないということだと理解をしておりますが、よろしいですか。

杉本保喜委員　私が気になるのは、厚狭川水系をどのように加えていくのかというのが、ちょっと分かりにくいですよ。その辺りはどうですか。

原田水道局次長　基本的に今は山陽小野田市水道事業ということで、浄水場としましては高天原浄水場と鴨庄浄水場と二つございます。これで一つの水道事業でございますので、厚狭川水系を今さら分離するということは考えずに、それも含めた宇部市、山陽小野田市の水道施設として考えるということが本来のものであると思います。そのときに改めて浄水場の再編に伴いまして水道施設そのものの再構築ということも考えるべきであらうと思いますし、そのときに鴨庄浄水場が担う役割というものも改めて検証する必要があるのではないかなと思いますので、これを将来宇部市と広域になったときに分けて考えるということとはございません。

中村博行委員長 それでは、よろしいですか。

岡水道局総務課課長補佐 一件、報告といたしますか、お知らせをいたします。

今日、資料でA4の刷り物をクリップ止めにされてあると思いますが、山陽小野田市水道簡易水道事業経営戦略とその下のほうにとじてあるのが、工業用水道の経営戦略です。こちらのほう、水道行政執行側の内部方針を定めたものですが、一般も含めて議会に対して公開するものとなっておりますので、3月の段階で策定しましたがホームページでは一般公開をしております。ちょっと機会がございましたので、この際御紹介いたしたいと思います。中身につきましては、3月末現在ある資料のみでございます。料金の問題であるとか、28年度決算につきましては反映してございませんので、これを決めたからといってずっと縛られるものでもございません。執行側の方針を示したものでございますので、この決算認定をいただいた後は、それを反映した形でローリングを繰り返していくという、毎年作業を繰り返していくものになります。以上でございます。

中村博行委員長 ということであります。それでは、これで水道局関係全て終了したいと思いますので、ここで午前中の審査を終了いたします。休憩に入ります。午後は1時から開始ということで、よろしくお願ひします。どうもお疲れ様でした。

午前11時50分休憩

午後1時再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に続きまして、午後の委員会を開催いたします。日程第6、議案第61号、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部の説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第61号は、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。それでは歳出の主なものについて説明します。決算書406、407ページをお開きください。1款下水道事業費、1項下水道事業費の支出済額は11億1,096万818円です。1目下水道事業一般管理費の支出済額は8,875万2,668円で、13節委託料1,165万7,400円はシルバー人材センターに下水道使用料の徴収を委託した費用が150万5,400円で、現在2名の方に集金をお願いしています。また、法適化に向けた公営企業会計適用化業務委託を1,015万2,000円で日本水工設計株式会社に委託しております。19節負担金、補助及び交付金2,096万1,471円の主なものは、まず水洗便所改造資金利子補給金ですが、これは公共下水道の供用開始区域内で3年以内に宅内排水設備工事をしていただければ、融資あっせん制度が利用可能ですが、これに係る水洗便所改造資金利子補給金19万6,104円です。また、現在水道局に下水道使用料の賦課徴収を委託していますが、その負担金1,944万円と上下水道料金システムのサーバー更新費用の一部負担金99万939円です。408、409ページに移ります。27節公課費2,474万4,800円は消費税及び地方消費税です。2目施設管理費の支出済額は2億9,357万7,266円です。11節需用費5,923万8,998円の主なものは、まず、小野田と山陽の水処理センター2か所、高千帆、竜王、厚狭の中継ポンプ場3か所及び若沖雨水排水ポンプ場等の電気料及び水道料3,887万9,911円です。また、2か所の水処理センターと雨水排水ポンプ場の機器が老朽しており、その修繕料1,754万2,807円です。例えば、小野田水処理センターの凝集剤攪拌混和槽の修繕料、山陽水処理センターの放流流量計の修繕料、若沖雨水排水ポンプ場、市内の中継ポンプ施設、マンホールポンプ、グラインダーポンプ等の修繕料です。12節役務費3,362万5,954円の主なものは、小野田水処理センターの汚泥処理手数料2,616万3,000円と山陽水処理センターの汚泥処理手数料611万2,368円で、どちらも環境衛生センターで処分しています。13節委託料1億6,897万9,707円の主

なものは、水処理センター、ポンプ場等の維持管理委託費用ですが、小野田水処理センターは株式会社日本管財環境サービス山口営業所に1億1,664万円、山陽水処理センターはフジ総業株式会社に4,838万4,000円で委託しております。管渠維持管理委託料の主なものは下水道台帳整備業務委託で株式会社NJS山口出張所に委託したものです。15節工事請負費62万6,400円は西の浜遊水池整備工事の経費です。3目水質管理費の支出済額は964万2,879円です。410、411ページをお開きください。13節委託料45万2,952円は産業廃棄物分析業務を株式会社太平洋コンサルタント西日本営業部に委託したものです。4目下水道建設費の支出済額は7億1,898万8,005円です。13節委託料5,010万6,448円の内訳ですが、調査設計委託料は補助一般債分が3件と単独一般債分が5件です。計画策定委託料につきましては事業計画変更に係る業務委託の2件の経費です。15節工事請負費の支出済額は6億650万4,120円で、汚水幹線管工事12件、汚水枝線管工事11件、処理場工事1件、ポンプ場工事2件及びその他付帯工事等に係る経費です。平成27年度からの繰越明許分につきましては、汚水幹線管工事7件に支出したものです。412、413ページをお開きください。22節補償、補填及び賠償金1,313万9,948円は水道管、NTTの電線等の移設に伴う補償費です。2款公債費、1項公債費の支出済額は17億7,001万152円です。1目元金、23節償還金、利子及び割引料14億2,014万9,379円は、地方債元金償還金です。2目利子、23節償還金、利子及び割引料は3億4,986万773円で地方債利子償還金です。3款予備費については支出がありませんでした。以上、歳出合計は28億8,097万970円です。

続きまして、歳入について説明いたします。400、401ページをお開きください。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道負担金は、調定額3,297万5,336円に対して、収入済額2,942万4,793円となっています。内訳としては、1節現年度分収入済額が2,883万2,081円で収納率97.27%、2節過年度分収入済額

59万2,712円で収納率18.73%です。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は、調定額6億2,548万2,895円に対して、収入済額6億148万9,530円となっています。内訳としては、1節現年度分収入済額が5億9,603万5,190円で収納率99.25%、2節過年度分収入済額545万4,340円で収納率30.60%です。2目財産使用料、1節財産使用料の収入済額42万9,688円は、下水道用地内の電柱等の占用料です。2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料の10万2,100円は、督促手数料4万1,500円、排水設備指定工事店の新規指定申請手数料6万円です。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、1節下水道事業費国庫補助金の収入済額は2億9,328万8,520円です。4款繰入金、402、403ページに移りまして、1項一般会計繰入金、1目下水道事業費繰入金、1節下水道事業費繰入金は10億2,600万円です。内訳は、下水道事業費繰入金9億8,013万5,944円、下水道建設費繰入金4,586万4,056円を繰り入れています。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、372万9円で、前年度からの繰越金です。6款諸収入、3項雑入、1目雑入、1節雑入の収入済額は、61万4,918円で、主なものは放流水売払金です。7款市債、1項市債、1目下水道建設事業債、1節下水道建設事業債の収入済額は3億6,970万円で、内訳は一般債補助分2億3,930万円、404、405ページに移ります。一般債単独分9,350万円、特別措置分1,160万円、繰越明許の一般債補助分2,010万円、一般債単独分520万円です。2目資本費平準化債、1節資本費平準化債は5億5,780万円です。3目公営企業適用債、1節公営企業適用債は1,010万円です。8款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入、1節物品売払収入79万6,716円は小野田水処理センターの長寿命化工事で発生したスクラップの売払い収入です。以上、歳入合計は28億9,346万6,274円となりました。

415ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額28億9,346万6,000円に対し、歳出総額28億8,097

万1,000円、歳入歳出の差引額は1,249万5,000円で、繰越明許費繰越額は1,098万9,000円を翌年度に繰越し、実質収支額は150万6,000円となりました。

山陽小野田市の平成28年度末の公共下水道整備状況について報告します。事業認可区域は1,434ヘクタール、平成28年度の整備面積は24.91ヘクタール、平成28年度末整備済面積は1,049.65ヘクタール、普及率は53.1%となっています。平成28年度中の水洗化は157戸、その結果、水洗化戸数は1万2,248戸、水洗化人口は3万613人となっております。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

中村博行委員長 今、おっしゃったのは、委員会資料の分ですね。ざっと説明をいただきました。それでは、歳出からまいりましょうか。406ページから、歳出全般413ページまで。質問をされる方は、そのページを言って指摘をしてください。

山田伸幸委員 407ページ、13節委託料の公営企業会計適用化業務委託料が1,000万円出ておりますが、これは現在のいわゆる行政的な会計手法から企業会計方式に変更するということだと思っておりますが、なぜこれだけの業務委託料が発生するのか、その内容についてお答えください。

森弘下水道課長 ただいま日本水工設計に公営企業会計に移行するための業務委託をさせているわけですが、この公営企業会計に移行するためには、その移行業務の内容というのが基礎調査、どういう形で移行をするのかという基礎調査をして、法適用基本計画策定、その法適用に当たってどのように進めていくのか。それから固定資産調査というのも、これは一番ばくだいな量になるわけですが、前回の委員会でも固定資産台帳はあるのかと御質問があって、私どもこれは、国のほうが今まで作れという指示を出しておらないので、全く作っておりませんという話をしましたけれども、供用開始が昭和56年、それからの台帳を全部

作っていくので、これは膨大な作業になります。契約期間は3年間。この固定資産台帳を作るだけで、約2年を要するという事にタイムスケジュールではなっております。それができた段階で、今度は公営企業会計システムの構築、それをもって今度はいろいろなシステムに打ち込んでいって、これからその会計に移行するための準備をしていく。その後に移行事務手続支援、どのようにこれからその会計を運営していくという、そのようなレクチャーまでしてくれるという3年間にわたるプログラムですので、これだけの委託費用が掛かると思っております。

山田伸幸委員 では、総額は幾らになりますか。

西崎下水道課管理係長 下水道課の西崎と申します。3年間の委託金額の合計が3,888万円となっております。

山田伸幸委員 問題は、形を作ってもそれを運用する人の問題です。今まで皆さんは、市役所に入って以降、こういったいわゆる大福帳のような会計をされてきたわけで、それが一気に複式簿記になるわけですから、その辺でかなり修練が必要ではないかと思うのですが、そういったことはどのようにされるのでしょうか。

森弘下水道課長 これは今、一つの課題ですけれども、私どもそれは去年までは非常に悩みまして、ちょっと今、安心できているのが、一人、病院から企業会計職員をいただきました。そこら辺りでいろいろなことを詰めていきながら、あと1年ちょっとあるわけですけれども、この間でどうにかしていかなければならないなと思っております。

山田伸幸委員 もう一つ懸念は、公営企業会計にするということは、独立採算を目指していくということになるわけですね。ところが、今の普及率が53%程度で、これが独立採算になじむのかどうなのか。今後この広大な土地にその下水管を引っ張って行って、その普及率拡大に向けてい

こうしているのか。その点については、どのような計画になっているのでしょうか。

森弘下水道課長 委員が言われましたように、今、私どもの普及率が53.1%です。半分をわずかに過ぎたぐらい。通常では、100%の水道局でも、今経営がきついと先ほどおっしゃっていたばかりなので、なじむかと言われると、なじむとは自信を持っては言いません。実際には、32年の4月までに、国が3万人以上の自治体が経営する下水道と農業集落排水に関しては、公営企業会計に移行しなさいよという国の指導があったからやっているのであって、それがなじむかどうかと言われると、ちょっと私どもクエスチョンですけれども、頑張ろうとは思っています。

山田伸幸委員 もうこの会計を見ただけで、独立採算は絶対無理としか思えないですよ。補助金あるいは交付金頼みの会計になっていると思うのですが、これは特に山陽小野田市という特殊な、特に小野田側が市部でありながら全く進まなかったということが大きく影響していると思うのですが、その点で、この会計だけに移行しても、私はかなり無理があるのではないかと思うのですが、その辺はもう国の命令だから仕方ないと考えて、それだけでいいのでしょうか。非常に疑問を感じるのですが。

森弘下水道課長 委員からいいのかと言われると、またクエスチョンとしか言いようがないのですが、実際には、県内でこの公会計に移行していないのは、うちと光市と柳井市だけです。もうやらなければしょうがないということです。

岩本信子委員 この適用化業務委託料が適正かどうかということが気になるのですが、3,800万、3年間、年間1,000万。これは、例えば入札をされたとか、何かこれが本当に適正なのかということは、どのように調べられたのでしょうか。

森弘下水道課長 これは、入札をするに当たって歩掛を通常は使うのですが、これに関しては歩掛がなかったもので、一応8社から、たしか8社だったと思いますけど、見積りを取りました。その見積りを取って、見積りの平均を算出して、その直近下位の歩掛を採用しなさいと、これは国のほうの運営指針に書いてあるので、その歩掛の工数だけを拾って単価を、例えば普通作業員なら普通作業員のうちの単価を入れるという、そういう設計書を作って入札に掛けております。

岩本信子委員 それで大体適正であるという判断をされたということですね。この中で「スイコウ設計」とおっしゃいましたかね。「スイコウ」とはどのような字を書きますか。済みません。

森弘下水道課長 「水」に工業の「工」です。

岩本信子委員 公営企業の適正化と言われるけど、例えばこれに対しての国からの指導ですよ。それに対して、例えば国からの交付税とか補助金とか、そういうものは入ってきたのですか、入ってくるのですか。

森弘下水道課長 交付税措置はされるというふうに文書には書いてございました。それと、一応起債は100%起債です。補助はありません。

山田伸幸委員 どちらにしても、この会計に何のメリットがあるのかというのを私は考えますよ。メリットがあるなら、もっと早くやっておけばよかったのですが、経営状態も実際には補助金頼みというところがある中で、この複式簿記にするメリットというのは、何なのでしょうか。

森弘下水道課長 複式簿記にするメリットというのは、経営の拡大というか、お金を使える枠が大きくなるというような、大まかな書き方ではそういうふう書いてあります。

中村博行委員長 要は、経営内容を明確にしていくということではないかと思
いますけどね。

山田伸幸委員 複式簿記の場合、資産計上で、今、苦勞しておられると思いま
す。2年掛けてそれを一つ一つ拾っていくということですが、これは、
特に地方自治体にも複式簿記を導入して、そういったときに、例えば私
立の学校だとかいろいろなものを全部資産繰入れするとかなり膨大な資
産の膨れ上がりというのが出てくるわけですよ。では、その都市の持
っている、今回のこの公営企業となる下水道の、それが真の実力かとい
うふうに見なくてはいけないと思うわけですよ。この会計でそれがはっ
きりと見えるかどうか。やはりかなり古い資産も相当ある中で、これが
正確に反映できると考えておられるのでしょうか。

森弘下水道課長 委員が言われるとおりで、ばくだいな資産があります。です
から、結局赤字が出て、その資産がそれを覆い隠すような形になろう
かと思えます。ただ、現状の制度ではそういう会計制度でしかないので、
その辺がきちんと見える制度ではないとは思いますが。

岩本信子委員 結局、公営企業にするということは、下水道をマネジメントし
ていかなければいけないというか、それで今の資産計上で上がってくる。
その資産も修繕とかいろいろ出てくるじゃないですか。今から老朽化し
てくるとかいう問題も。水道でもその老朽化の資金をどう出すかとかい
う問題なども出てきていますが、下水道も公営企業にすることによって、
そのマネジメントをしていくという考え方なのですか。

森弘下水道課長 午前中も水道のほうで、かなりそのマネジメントの話をされ
ていました。国のほうが遅過ぎると思いますが、下水道にもそれがいえ
ます。この国の悪いところで、新しいものをつくるときには補助金をつ
けるけれども、その維持管理に関しては自分たちでやりなさいよとい
うことで、ついこの間までそういう制度でした。長寿命化ということにや

っと国も気が付いて長寿命化計画を立てて、長寿命化の工事をしなさい
ということで、私どもは24年からそれを手掛けていたのですが、28
年度から交付金を受けて新しく長寿命化工事をする場合は、ストックマ
ネジメント計画を作りなさいと言われていました。27年までに作った長
寿命化計画は、計画期間の5年を過ぎてしまうとストックマネジメン
ト計画を作らなければいけない対象になるので、小野田水処理センター
が最初にその長寿命化計画を作っておりますので、それが31年度まで
はもちます。ですから31年度に一応ストックマネジメント計画を作っ
ておかなければいけないのですが、ストックマネジメント計画というの
は、一処理場だけではなくて、処理場が二つあれば、処理場ごと二つと
ポンプ場が三つあればポンプ場三つが対象となります。それと管路、そ
の全ての資産に関して、どのような形でそのストックを維持していくの
かという計画を立てなさいという膨大な計画なので、2年が掛かると言
われています。ですから30年と31年で今そのストックマネジメント
計画を作るつもりでおります。これは施設資産、ただ、物に対してだけ
の計画を作るだけなので、午前中に言われたアセット、水道は人、金ま
で含めたアセットマネジメントを作成していますというお話でした。県
下の他市のグループの中で話合いになっているのは、今、国はストック
マネジメント計画を28年から作れと言っていますけれども、10年後
ぐらいには多分アセットを求めてくるだろうなという話になっています。

山田伸幸委員 そうしたときに懸念として出てくるのが、施設のキャパを設け
ているけど、実際には造っていない。具体的に言うと、小野田の処理セ
ンターは、半分しか稼働させていないですよ、実際には。だから残り
の半分は、どういう評価をするのかというのがすごく問題に感じる所
ですけど、ああいうのも全部資産として計上していいのでしょうか。

森弘下水道課長 今現在の資産を、まずどのように維持管理していくかという
お話。ですから池がない部分、土地だけしかない部分がありますけれど
も、その部分というのは、向こう何年間かということで、先も見通した

上で、その辺りの計画は立てていくと思います。人口が減り加減なので。その池が要するという一応人口推計をして、この辺りで池を造るという時期が来たときに、そこに池を設けたら、これはどのような維持管理をしていくような形になるのかという計画まで立てるはずですよ。

山田伸幸委員 以前聞いたのは、人口8万人を想定して、そのような確保をしたという話で、そのときに補助金をいっぱいもらったという話も聞いているのですが、かなり無謀なことをやってきたというのを以前から感じていたのですが、こういった資産管理をなさいと言われたときに、これが出てきたと思うわけですね。問題点としてこれから浮上してくるのではないかと考えているわけですよ。こういったものが、ほかにもまだあるのではないかと考えるのですが、その辺の精査というのは、どのようになっていますか。

森弘下水道課長 済みません。そのほかというのは、具体的にはどういうものですか。（「ありはしないかということです」と呼ぶ者あり）余剰なものという話ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）余剰なものというか、全体計画というのは、市全域で今は考えています。去年、汚水処理施設整備構想の中で、ぐっと縮める可能性がありますというお話をさせていただいたと思います。そうすると、今、あの土地の中に造るはずの池が要らなくなるということになるわけなので、そういう現象は、小野田水処理センターを委員は指して言われましたけれども、山陽水処理センターでもそれはあります。

山田伸幸委員 やはり今後の山陽小野田市の水処理計画に基づいて、それが構築されていくと思うのですが、まだまだ市民の中には公共下水が来ていないということで、不満に思っておられる方が随分おられると思います。先日も本山地域で聞いたのですが、ここに住む限り、下水は生きている限り必要なものであるけれど、自分が生きている間には来ないだろうなというような感じで言われているわけですよ。それにもかかわらず、様々

な負担が求められているということで不満があるわけですね。そういった意味で、きちんとした将来計画というのが、市民に分かりやすく説明されなくてはいけないと思うのですが、その点での努力というのはどのようにされていますか。水道局は、昨年12月の水道料金の値上げについて、議会の否決の後、盛んに市民説明会を開いたり、広報を使ったりしてそういった環境づくりというか、必要性を訴える、そういう努力しているのですが、下水についてはどのようにされているのでしょうか。

森弘下水道課長 市民の方と接するということが工事の説明会以外ではなかなかないので、積極的にこちらのほうからこのように整備の展開をしていきますという訴えかけというのはしていません。工事の説明会等とかで聞かればお答えしていますけども、こちらから発信はしておりません。

中村博行委員長 歳出で、歳出全般でありますか。

山田伸幸委員 水洗便所改造資金利子補給金ですが、これは要するにもう来ないと分かっておるところは、これでどんどん改修していきなさいよという形で推奨されているのではないですか。下水道課として、どのような基本的なスタンスをお持ちなののでしょうか。

森弘下水道課長 ちょっとお間違いになってらっしゃるのですが、この水洗便所改造資金利子補給金ではなくて浄化槽の補助金ではないかと（「本当、間違えた」と呼ぶ者あり）（「浄化槽」と呼ぶ者あり）先ほど申しました去年お話をさせていただいた汚水処理施設整備構想、下水道と農業集落排水、合併浄化槽、これを経済比較して、どこまで進めていくのが一番経済的なのかということを一応、家屋間限界距離という、お金を距離に直して家屋のコロニーをつないでいくという作業をして、どこまでその手法で整備するのかという仕分けをして、このエリアが下水です、ここは浄化槽です、ここは農集ですというお話をさせていただいたと思えますけれども、その形を踏襲した形で今は進めていこうと思っています。

ですから、合併浄化槽で進めてはいきたいのですが、合併浄化槽の補助金もこれは国のほうが出してくるのは、うちが要求したものの8割ぐらいでしか返ってこないの、うちが思ったような形では進みません。また、先ほど下水の進捗率が悪いというお話をされましたけども、26年以前はうちが交付金100%要望したのに対して80%で返ってきたのですが、27年度からは今60%でしか返ってきません。その上、27年度から山陽水処理センター、小野田水処理センターと中継ポンプ場3か所の長寿命化工事を始めているので、補助工事の大体4割から5割、そちらのほうに食われてしまうので、国のほうはその汚水処理構想を造ったときに10年概成、10年で約90%水洗化が可能なような形で事業を進めていくようにというふうには言われたのですが、結局打つ玉がないので、それは管路が延びるわけがないというのが実態です。

中村博行委員長 結局それが、1%が0.5ということですよ。

山田伸幸委員 国がそのように言うのであれば、それにふさわしいような補助金を出せばいいのだけど、その辺の話合いはどうなっているのですか。山陽小野田市の実情からして、今から40%、10年で延ばすなんて絶対不可能ですよ。計画も立てられないと思うのですが、国は何と言っているのでしょうか。

森弘下水道課長 概成という90%の目標を履行しなさいと言われます。

中村博行委員長 言うはやすしですよ。それでは、歳入も含めていきます。(発言する者あり) 歳出がありますか。

岩本信子委員 それこそ下水がよく分からないので申し訳ないですけど、下水道の建設の中で、補助事業と単独事業というのがありますが、これを説明いただけますか。分からないものですから。

森弘下水道課長 補助事業と申しますのは、国から補助金が50%と55%の二つがあるのですが、国から補助金が出る事業です。単独事業というのは起債、お金を借りて進める事業と、純単というのは100%市のお金を出すという、要は国のお金が入っていないものを単独事業と申します。

山田伸幸委員 今、理科大に向けて工事がされているのですが、これは普及率にどの程度影響するのですか。

森弘下水道課長 ほとんどゼロだと思います。申し訳ないですけど、理科大は流入人口ですので、定住人口ではないのでカウントいたしません。

中村博行委員長 ほかにありますか。歳入のほうも含めていきましょう。400ページから。

山田伸幸委員 水道事業に委託をして、手数料を払って、その部分と今までこの会計のほうでやってきたのとでいったら、どのぐらいの差があったのでしょうか、負担としては。

森弘下水道課長 それは成果という意味でしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）実は23年の10月に上下水道料金の徴収一元化を実施しました。23年の収納率は96%台だったと思います。もう28年に関しては99%台に上がっておりますので、これは十分成果があったと思っております。お配りした資料の中にも下水道使用料調定額、収納額及び滞納額というのがあると思いますけども、滞納額の最後の計のところを見ていただくと、24年度と28年度では3倍の差がありますので、ここに今すごい成果が出ておると私は考えております。

山田伸幸委員 さっきの90%の話ですけど、山口県には90%いかない自治体はかなりありますよね。それらも含めて全部90%目指せと言われていたのでしょうか。

森弘下水道課長 国の概成というのは90%です。

松尾数則委員 不納欠損額、下水道使用料、これ700万もあるというのは、普通このぐらいありましたかね。

西崎下水道課管理係長 使用料の不納欠損額の推移でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）平成27年度決算が861万円ありましたので、約150万円は減っていると思います。

山田伸幸委員 水洗化率が90.4%、これは管を引いたところの水洗化率だと思えますが、県に比べて若干低いのは何か理由があるのでしょうか。

森弘下水道課長 実際にそれを全部調べたことはないのですが、下水道が使えるようになって3年以内に水洗化にしてくださいということは法律に書いてあるので、私どもも3年を迎える世帯に対して、一応お願いの文書を出します。そうすると、これは何ですかとお尋ねの電話が掛かってくる場合があるのですが、そのときに言われるのが、どうしてもしなければなりませんかと。一応私ども、それができない理由をお聞きするのですが、わざわざお電話くださるのが高齢者の方が意外と多くて、この年になって別にお金を掛けて水洗にすることをわざわざしなくてはいけないのですかと。そう言われるとこっちのほうもそれに対してどうしてもしてくださいとまでは言えないともあります。ですから、意外とお年寄りの方が気にしつつも、水洗化をしてらっしゃらないのが多いのだらうなという認識はあります。

中村博行委員長 ほかにございませぬか。不納欠損の件数、使用料と負担金で分かれば、先ほどの続きですけど。

西崎下水道課管理係長 負担金につきましては、件数が31件、金額が16万

8,830円、使用料が1,350件。金額が先ほど申しました714万6,359円となっております。

山田伸幸委員 債権特別対策室に回すのは年間どれぐらいありますか。

西崎下水道課管理係長 集計が3年間の合計で、平成26年から平成28年までの合計で出しておりますが、件数にしまして190件、金額が100万8,418円となっております、結果的に回収した金額は約9割回収していただいておりますので、成果は上がっていると考えております。

山田伸幸委員 このうち、さっき水道でも問題にしたのですが、生活困窮者に対する徴収というのはどのようにされていますか。

西崎下水道課管理係長 債権対策室に引き渡しておるものは、下水道課において処理が困難な債権について引き渡しております。その家庭の実情に応じて徴収しておりますので、収入が少ない方には当然差押え等はしませんので、あくまで自主納付を進めて、後はそれでも所得が少ないとか、支払能力が低い方に関しては分納誓約等を結んで、お支払いをしていただいております。

岩本信子委員 結局、納められないお金の集金というのは、職員がされているのですか、それともどこか委託か何かに出されているのですか。それと、督促の仕方です。

西崎下水道課管理係長 使用料に関しましては、シルバーの徴収委託をしておりますので、そちらのほうで回収を定期的に週1回、月1回というペースで滞納しておられる方に集金をしていただいております。あとは督促状や催告状等々に関しては当然送りますので、何もせず時効を待つというようなことはしておりません。

中村博行委員長 ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか。

山田伸幸委員 これは以前から指摘をしてきた問題ですが、負担金の徴収については、これは問題点があるということをごまかして繰り返してきておりますので、この点が解消されておられませんので、本歳入歳出決算については不認定としたいと考えております。

中村博行委員長 ほかに討論はございますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論を打ち切りまして、採決に入ります。議案第61号、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 賛成多数ということですので、議案第61号、平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決しました。以上でございます。続けていいですね。それでは、引き続き、日程7、議案第62号平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第62号は、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。それでは、歳出の主なものについて説明します。決算書422、423ページをお開きください。1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業一般管理費の支出済額は2,261万2,241円です。内訳は、11節需用費844万2,311円で、主なものは小野田西地区、仁保の上地区、福田地区の処理施設の電気、水道料などの光熱水費526万1,322円です。修繕料249万9,389円の主なものは、小野田西地区の全室素、全リン計の修繕費用及び福田地区のマンホールポンプの

非常通報装置の修繕費用です。12節役務費61万9,475円は、通信運搬費58万3,155円が処理施設、ポンプ施設の異常通報装置の電話回線使用料、手数料3万3,000円は浄化槽の法定検査手数料です。13節委託料1,096万2,000円の主なものは、処理施設維持管理委託料922万3,200円で、小野田西地区、仁保の上地区及び福田地区の農業集落排水処理施設の維持管理に係るものです。年間委託料は、小野田西地区666万9,000円、仁保の上地区117万1,800円、福田地区138万2,400円であり、小野田西地区と仁保の上地区は株式会社小野田公衛社、福田地区は合資会社山陽清掃社に委託しております。また、公営企業会計適用化業務委託は172万8,000円で、日本水工設計株式会社に委託しております。19節負担金、補助及び交付金は113万2,155円で、水道局に使用料賦課徴収を委託した負担金108万円、上下水道料金システムのサーバー更新費用の一部負担金5万2,155円です。27節公課費の支出済額は、消費税及び地方消費税145万6,300円です。2款公債費、1項公債費の支出済額は6,322万3,279円です。内訳は1目元金、23節償還金、利子及び割引料は、地方債元金償還金として4,895万178円を支出しております。2目利子、23節償還金、利子及び割引料は、地方債利子償還金として1,427万3,101円を支出しております。3款の予備費の支出はありませんでした。424、425ページに移って、以上、歳出合計は8,583万5,520円です。

続きまして歳入について説明します。418、419ページをお開きください。1款使用料及び手数料の収入済額は、2,604万9,167円です。1項使用料、1目農業集落排水使用料は、調定額の2,629万9,918円に対して、収入済額は、2,604万8,667円です。内訳については、1節現年度分が収入済額2,593万3,767円で、収納率は99.51%となっています。2節過年度分は、収入済額11万4,900円で収納率75.33%となっています。2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料の収入済額500円は督促手数料です。2款県支出金、1項補助金、1目農業集落排水事業費県補助金、100万

円を当初受けて、小野田西地区農業集落排水処理施設の機能強化に係る調査及び計画策定を実施予定でしたが、汚水処理施設整備構想の判定により、公共下水道に接続することに決定しましたため取り止めております。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金は、5,810万円を繰り入れています。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金10万2,938円は、前年度からの繰越金です。5款諸収入についてはございません。420、421ページに移って、6款市債、1項市債、1目公営企業適用債、1節公営企業適用債は、170万円です。以上、歳入合計は8,595万2,105円となりました。

427ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額8,595万2,000円に対し、歳出総額8,583万5,000円で歳入歳出を差し引き、実質収支額は11万7,000円となりました。

山陽小野田市農業集落排水の平成28年度末の各地区の水洗化の状況について報告します。小野田西地区は水洗化戸数540戸で水洗化人口1,333人、仁保の上地区は水洗化戸数49戸で水洗化人口118人、福田地区は水洗化戸数74戸で水洗化人口178人となっています。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。質疑においては、もう全般でいきましょう。

山田伸幸委員 小野田西地区の水洗化率がほかの地域に比べて、戸数も多いということがありますが、戸数が51戸まだ残っているということですが、これは今後どうされるのでしょうか。

森弘下水道課長 以前は水洗化していらっしゃらないところに一応文書等を出しておったのですが、余り効果がないので最近はしておりませんが、意外と後から加入をしたいという希望が、1件、2件は必ず小野田西ではあるので、その意味ではそこを埋める穴にはなっていると思います。

山田伸幸委員 農業集落排水ということでいうと、基本的には農業をされているというのが要件になるのですか。

森弘下水道課長 実際にこれを建設するときには、私はこの部署におらなかったもので、ちょっと話に聞いただけですけれども、圃場整備^ほとこの農業集落排水の工事が一緒でないとできなかつたと聞いています。ですから、私もこの区域に住んでいるのですが、別に農業しているわけでもありませんし。西の郷の団地もこれは全て農業集落排水ですけども、あそこは別に農業されている方ではないです。

山田伸幸委員 ということは、後からそこの地域に家を建てても、希望をすればそれに引っ張っていってもらえるということなのではないでしょうか。

森弘下水道課長 先ほどのお話ですけれども、圃場整備^ほとセットという目的というのが、農地にきれいな水を入れるということが圃場整備^ほとセットという目的だそうです。それと、後からの話ですが、基本的にはもう、農業集落排水の建設の事業というのが終わっているんで、負担金を取ってその管を市が引くというような、そういう仕事は今、しておりません。ですから、空きがあるので、別に使ってもらっても差し支えがないわけですから、御自分で費用を負担されて管を引かれるのであればという条件で、その受入れはしております。

杉本保喜委員 この3か所の水洗化をもっとしてほしいという需要はどうですか。これをやってほしいという希望というか、これからもこれはずっとやっていかなければならないと担当者としては思っているのかどうか。このパーセントで大体いいということなのかどうかということですか。

森弘下水道課長 わずかにやってらっしゃらない方がいらっしゃるの、それは当然水洗化をしていただきたいと思います。せつかく負担金も払って

いらっしゃるので、当然これ権利を持っていらっしゃることですから。
そこは使っていただきたいなと思っております。

中村博行委員長 ほかにありますか。

山田伸幸委員 督促手数料が500円ほど発生しております。これは督促をされた全員から徴収をされたと考えてよろしいのでしょうか。

西崎下水道課管理係長 納期を過ぎた方に関しては督促状を発送します。その件数が1件100円でございますので、500円ほど上がっております。

中村博行委員長 さっきと同じように不納欠損の件数は分かりますか。

西崎下水道課管理係長 農集の使用料の不納欠損でございますが、件数が11件、金額が8万5,816円となっております。

中村博行委員長 ほかに質疑はありますか。

松尾数則委員 今までに皆さんいろいろな話がありましたけれど、西地区の水
洗化率がこれだけ少ないというのは、やっぱり何かもう少し考えていく
べきじゃないかという気がします。恐らく圃場整備して、そのときに最
初貯金^ほというか蓄えていかれたのではないかと思います。この西地区を
水洗化するために、助成というか補助金、各家庭からある程度お金を出
し合って造られたような気がするのですが、そういうこともあって、も
う少し進んでもいいかなという気がするけど。

森弘下水道課長 これは実は数字のマジック、午前中も水道局のほうで世帯数
は増えているけども、人間が減っているよというお話がありましたけど
も、もともと小野田西の計画戸数というのは591戸の1,980人槽な
んです。現在小野田西の水洗化戸数は540戸の1,333人。ですから、

戸数は増えているけれども、結局人数は減っていますというお話です。

中村博行委員長 ということです。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切って、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、採決に入ります。それでは、議案第62号、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成です。したがって、議案第62号、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、認定すべきものと決しました。お疲れ様でした。ここで移動がありますね。5分間休憩。5分から始めましょう。

午後2時休憩

午後2時5分再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。それでは、日程の8番、議案第56号平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 都市計画課の河田です。よろしく申し上げます。それでは、平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計について御説明いたします。決算書の18ページから21ページを御覧ください。平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計の決算における歳入合計は、決算書19ページのとおり3,322万4,628円です。また、歳出合計は決算書21ページのとおり2,507万5,651円となっており、歳入歳出の差引残額は814万8,977円です。

それでは、歳入の内訳について御説明いたします。決算書の318ページ、319ページを御覧ください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料、1節駐車場使用料は1,466万8,170円です。そのうち駐車に係る使用料の合計は1,466万3,650円となります。行政財産使用料が4,520円ありますので、合計で1,466万8,170円となります。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、平成27年度からの繰越金で1,792万3,728円。3款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入は63万2,730円です。雑入の内訳は、自動販売機等の電気代5万2,251円、平成28年10月に発生した駐車場料金精算機破壊事件の損害保険金58万479円です。

次に、歳出の内訳について御説明いたします。決算書の320ページ、321ページを御覧ください。1款駐車場事業費、1項駐車場管理費、1目一般管理費、1節需用費222万5,129円は駐車場内の設備の電気料である光熱水費37万9,434円、駐車場料金精算機破壊事件で破壊された精算機、トイレ、街灯などの修繕料157万8,938円などです。13節委託料150万5,412円は、トイレ、駐車場内の清掃委託料27万7,992円、自動発券機、精算機の維持管理委託料112万7,520円などです。2款公債費、1項公債費1,979万6,362円は、公営企業金融公庫への償還金です。

それでは、配布しております厚狭駅南口駐車場の利用状況と償還金についての資料を御覧ください。一番下に書いております償還金の欄を御覧ください。平成28年度末の償還金残額は2,436万8,252円であり、平成30年度で完了する予定となっております。また、平成28年度の駐車場利用台数は3万6,285台で、平成27年度と比較すると91台の増加となっておりますが、平成28年10月に発生した駐車場料金精算機破壊事件により10月から11月に掛けての26日間、台数測定と料金徴収ができなかったため、1日当たりの平均利用台数から推測すると全日数稼働できた場合、約2,800台増加したのではないかと考えることができます。なお、年間の駐車可能台数は約6万7,000台であり、平成28年度の駐車場の稼働率は約58%、平成27年度と比

較してプラス4%となっております。説明は以上です。御審査よろしく
お願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、もう全般でいきます。

山田伸幸委員 その後、事件はどのように進んでいるのでしょうか。

中村博行委員長 事件のその後の処理等々。

高橋都市計画課課長補佐 都市計画課の高橋と申します。よろしくお願いま
す。残念ながら2回10月に事件が発生し、業者には速やかに修繕する
ように指示しまして、11月には全て修繕が完了しましたので、11月
の下旬には通常どおりの営業になっております。それに伴います保険金、
現金につきましては16万7,000円が公金の保険として請求が完了
しておりますし、修繕料につきましては保険の査定上、全額の補填はあ
りませんでした。査定された金額を全て28年12月に請求しまして、
市に支払われているという状況です。

中村博行委員長 完了したということですね。聞きたいのは、捜査状況という
ことですか。

高橋都市計画課課長補佐 犯人の状況ですか。今年度に入りまして大阪府警か
ら一度連絡がありまして、この窃盗グループが大阪を拠点とする窃盗グ
ループで、全国で同様の事件を起こしているというグループが検挙され
たと情報が入りまして、自供レベルですが、厚狭の駐車場でもやったと
いうことで連絡を受けました。ただし、事件の立件につきましては、こ
の厚狭の内容での立件にはなっていないくて、もっと大きな事件での立件
となります。保険会社には、今犯人が捕まって自供レベルですけど、こ
うなっていますという状況提供をしましたが、あくまでもそれがうちの
事件で起訴されて、刑が確定すればその犯人グループに対して、それぞ

れの保険会社が、犯人と直接交渉するという流れになるらしいのですが、まだ今から起訴するという段階でしたので、その後の情報は特に入っておりません。

杉本保喜委員 非常に利用者も増えたということでもいいことですが、利用者が増えるといろいろな意見が入ってくると思います。以前から言われていた出入場について、もっとスムーズにしてくれないかということがありましたが、そのような意見というのは現状ではどうでしょうか。

高橋都市計画課課長補佐 御利用されている皆様方からの直接的な意見というのは、そう多く入ってきてないのですが、委員が言われておりますのが、まずは駅前ロータリー側にあります入り口、出口につきましては、てらい内科側にあります1か所しかないということで、駅前ロータリー側にある入り口にも出口があったほうがいいのではないかということは、こちらの委員会のほうでも以前から御意見としていただいておりますので、今年度に入りまして警察と協議をいたしました。以前も御説明させていただいてはいるのですが、この駐車場を開設した当時、山陽町と警察との協議の中で、今ある入り口側に出口を設けることは交通安全上危険だという意見から出口が設けてないと私たちは聞いております。その確認も含めて今の交通量も随分当時と変わっておりますので、その辺を踏まえて今年度協議を改めてしたわけですが、引き続き協議中ではあるのですが、決して出口を今の入り口側に造るのは駄目だという感触ではありませんので、今から安全対策、それから物理的に本当にそこに出口が造れるのかどうか、その辺も踏まえて、もう一度警察と今後も協議をしていこうと考えております。

杉本保喜委員 あと、こちらからも意見が出たプリカの販売場所です。その検討をしてくれということをおっしゃってありますが、その後の利用者が多い中でそういう意見が引き続いて出てないかどうかということですけど。

高橋都市計画課課長補佐 プリカの販売につきましては都市計画課と文化会館と山陽総合事務所で販売しております、まずその販売場所が分かりにくいのではないかということの御指摘がありましたので、その御指摘をいただいた後、速やかに現地の入場口から見ればすぐ右斜め前に大きく色をつけて、3か所で販売しておりますという明示をしました。実際に現場でプリカを買うことができないかという意見もあるかと思うのですが、今年度の予算で計上させていただいておりますが、ゲート設備、精算機等については、今年度新しくする予定にしておりますので、その内容は検討中なのですが、その中でも検討していこうとは思っておりますが、課としましてはそこにプリカの販売機を置くということは、その販売機の中におつりをストックする必要がありますので、平成28年10月に事件が起こったように、できるだけ現場に現金を置きたくないという思いもありますので、そこは慎重に検討していこうと思っております。

中村博行委員長 ほかにございますか。

山田伸幸委員 料金を引き下げたこの効果といたしますか、台数は若干増えて、当初は増えないということで予算が組んであったと思うのですが、その点での評価についてお答えください。

河田都市計画課長 先ほど説明いたしました、昨年度の状況につきましてはその事件のせいで一応増える台数はほとんどないという結果になっております。推測ではございますが、2,800台程度増えたのではないかとのお話をさせていただきました。実際に、使われている状況とかを見ますと、やはり前年度27年度よりは利用状況は増えておると、上がっておる。やはり料金が安くなったことについては、皆さん非常に喜んでおられますし、利用回数も増えておるような感じは受け取っております。

長谷川知司副委員長 償還金が終わった時点で、この駐車場そのものの運営をどのように考えていらっしゃるか。もう計画はありますか。

河田都市計画課長 償還金が来年度、30年度で一応終了するという事になっております。運営については、昨年の決算でも申し上げておると思いますが、公営で進めていきたいという中で、料金等については黒字が増えれば、それについてはまた料金改定とか等については検討していかなければならないかなとは考えております。

長谷川知司副委員長 中央ロータリー内の駐車場については結構いつもとまっているような車があるのではないかと思います。それとの整合性です。今の有料駐車場との整合性。これをどのように考えられるか、あるいは何か不法に、送迎するためにとめようとしてもあそこがいっぱいになるとか、小野田駅前も一緒ですけど、送迎用の駐車場は無料であっていいですけど、それが常にそこにおいてあるということの対策というのは何か考えていらっしゃいますか。

高橋都市計画課課長補佐 そういった状況は、都市計画課のほうでも十分把握しておりましたので、昨年度は週に2回から3回程度、実際にナンバーを調査に行きました。この車は常習的に今の30分の無料送迎駐車場にとめているなという車に対しては、張り紙等での警告を行いまして、そういった車は今現在排除している状況です。その車はどこに行ったのかなと一応気になりましたので、市営の駐車場若しくは近隣の駐車場を見に行きますと、それらのところにきちんととめてありましたので、継続して今からも常習者がいれば、定期的なパトロールでそういう車を排除していきたいと考えております。

長谷川知司副委員長 本当いいことだと思います。それで、小野田駅前ロータリーです。これについても全く同じようになかなか常駐にとまっているような車がいて、やむを得ず送迎用が違法な形で駅の前の方にとめるような形になるので、逆にあそこは小野田駅前の駐車場がどこに、有料がどこにあるかというのが分かりにくいということもあるので、そうい

うことも含めて今後は送迎用ロータリーをきちんと空くような形で確保できるようにしてもらいたいと思いますが、これはどうでしょうか。

高橋都市計画課課長補佐 小野田駅前についても同時期に調査しました。厚狭駅ほど常駐者というのが現実的には確認できなかったのも、張り紙をして排除するという行為はしませんでした。ただ、公営の駐車場は御存じのようにありませんが、駅を出ると左側にはきちんと管理された駐車場がありますので、その辺に誘導できるような何らかの明示等があればいいのかもしれませんが、その辺は検討させていただきたいと思います。

山田伸幸委員 この駐車料金等についての表を見ますと、プリカが年間でたったこれだけの枚数かと思えないのですが、これは実質やっていないのと同じように感じるのですが、このプリカの扱いを今後どうされようとしているのですか。

高橋都市計画課課長補佐 確かに全体的に見れば販売数量は少ないかと思いますが、そうはいいまして買われている方は買われておりますので、これからどういう形にするかというのは、料金を下げましたのは28年で今年度は約5か月経過しておりますが、状況を見ながら検討していきたいと思っております。

長谷川知司副委員長 このプリカのメリットです。要するに1,000円券で幾ら、3,000円券で幾らほど得する。5,000円券でのお得、こういうお得感をもっと増やすということが、またいいかなと思うのですが、そういう考えはどうですか。

高橋都市計画課課長補佐 プリカにつきましては、平成28年の4月に料金の値下げをしたときに、プレミアの金額を随分上げまして、ただ1,000円のプリペイドカードにつきましては、以前と変わりなく1,100円ですが、3,000円の券につきましては500円上乗せして3,500円、

5,000円の券につきましては1,000円上乗せで6,000円にしております。ですから、プレミア率が随分上がっておりますので、本来ならもう少し売れるかなと思っておりますが、逆に5,000円の券を買ってしまうと6,000円分ほど使えますが、料金を下げた関係で1日でも最大500円しか掛からないので、先行投資をしてそれを持っておくという価値がどうなのかと逆に迷われている方もおられるのではないかと思っております。

岩本信子委員 実質、黒字にはなっていますが、実質繰越しが1,700万円入っているということで、本当に歳入と歳出でやるとマイナスですよ。これは償還金があるから、来年度30年度は450万円ぐらいの償還金だから、これを考えると繰越金入れなくてまあまあ採算がとれる事業になれるのかなとは思っております。数字で出ておりますけれど、繰越金が入っているからと思うけど。そうすると、もうちょっと下げられるという部分が出てくるのではないかと思うのですが、その点のお考えはないですか。もうこれは去年下げられて、また下げるといって、その償還金がなくなってくるというところについてですけど、いかがでしょうか。

河田都市計画課長 御質問があった点については、先ほど申し上げましたが償還金が終わった後には、状況を見ましてまた改定等の検討も考えていかなければいけないとは思っております。

山田伸幸委員 ということは、引き続き公共としての駐車場確保は必要だと考えておられるのでしょうか。

河田都市計画課長 公共での公営による駐車場ということで進めていくということ考えております。

長谷川知司副委員長 公共で持つということはいいですが、周辺土地の利用、やっとなら、民間があそこに安い料金で駐車場を設置しております。これ

については、環境が違ふ、未舗装ということで安くていいですが、もし公共がもっと下げるとなると、その民間がやっているのを圧迫するようになるわけですね。それで、ほかの土地の駐車場利用ということもなくなってくるのではないかと思いますので、要するに周辺土地の利活用ということを推進するためにも余り安くというのも、ちょっとどうかと思いますので、その辺を考えていただきたいと思いますが。

河田都市計画課長 改定につきましては、またその辺の周辺状況、それらを勘案して、よく検討して考えていきたいと思ひます。

山田伸幸委員 それと、ほかの議員が提案をしていたのですが、金網に看板等をつけて、収益を上げるということは考えておられないでしょうか。

高橋都市計画課課長補佐 それにつきましては、山口県屋外広告物条例による規制がありまして、山陽新幹線から500メートルの範囲は自家用以外の看板は禁止となっておりますので、そういうことはできないということです。

中村博行委員長 前回、回答いただいたと思ひます。

山田伸幸委員 ということは、市のいろいろなイベント等はオッケーだということでしょうか。そういった広告を看板として掲示するということではできるといふことでしょうか。

高橋都市計画課課長補佐 あくまで自己用はオッケーということですので、そこに駐車場があつて、駐車場に関することは何ら問題ないのですが、今言われる駐車場以外、市のイベントですとか、そういったことまでがいいのかどうかというのは、この場ではっきり明言申し上げられませんので、調べて後日回答させていただきたいと思ひます。

中村博行委員長 償還が終わって、自転車、オートバイの駐輪場等についての考えというのはありますか。

高橋都市計画課課長補佐 今、厚狭駅南口には駐輪場はありませんが、ただ現場には駅舎を出てすぐ右側に何となく駐輪場的な形になっております。歩道の幅員が11メートルもありまして、広いので特に問題ないのではないかとということで黙認している状況です。駐輪場につきましては、平成27年にJRと協議いたしました、そのときにJRから言われたのが、厚狭駅に駐輪場を造ることは自由通路を造るタイミングで検討しましょうということを言われましたので、その後、特に具体的な検討は行っておりません。

中村博行委員長 今申したのは、そのJRと別に償還が終わったら何らかの形で考えられないかということと言わせてもらったのですが。

高橋都市計画課課長補佐 今、特にまだバイクにしても自転車にしてもどんどん増えている状況ではないですし、特にその辺を造ってほしいという要望も市には特にありませんので、もっと南口が市街化いたしまして、居住人口等が増えたら、そういう要望も出てまいると思いますので、それを機に検討していきたいと思っております。

中村博行委員長 それでは、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、質疑を打ち切ります。討論はございますか。

山田伸幸委員 以前から、この駐車料金の徴収について、理由にして反対をしてきたのですが、料金の引下げが実施されておりますので賛成としたいと思います。

中村博行委員長 ほかにございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり） よろしいですね。討論を打ち切ります。 それでは、議案第56号平成28年度山

陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第56号平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。お疲れ様でした。それでは、45分まで休憩しましょう。暫時休憩に入ります。

午後2時34分休憩

午後2時45分再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。日程9、議案第60号、平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について執行部の説明を求めます。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 それでは、平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入総額は1,361万6,338円、歳出総額は1,346万6,299円で、差引き15万39円となりました。まず歳入について、392、393ページを御覧ください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1節市場使用料は、付属営業人の市場使用料等で171万1,904円です。2款繰入金として、一般会計から994万4,000円、3款繰越金として、27年度から15万354円、4款諸収入は、小野田中央青果株式会社等からの光熱水費負担金で181万80円です。

続きまして歳出について394、395ページを御覧ください。1款卸売市場費、1項青果市場費、1目市場管理費1,346万6,299円は市場の管理運営に要する費用です。主な内容として、11節需用費の

光熱水費 2 9 4 万 8 , 3 7 4 円は電気料及び水道料です。修繕料 2 4 6 万 8 , 2 8 8 円は、売場電動シャッターの修繕やフォークリフトの法定点検などの費用です。1 3 節委託料の管理委託料 6 6 万円は開場日の業務全般を委託した費用です。警備委託料 3 8 0 万 3 , 7 6 0 円は施設の警備業務を委託した費用です。設備保守委託料 1 6 万 9 , 1 9 2 円は、消防設備や自家用電気工作物等の点検、管理を委託した費用です。1 9 節負担金、補助金及び交付金は、地方卸売市場卸売業者への運営補助金 3 0 0 万円です。

取扱実績につきましては、実績報告書 4 6 ページに掲げております。野菜、果実、その他加工品を合わせて、取扱量は 1 , 5 7 2 トン、取扱金額は 4 億 6 , 2 8 3 万円で、前年度と比較して、取扱量は 8 2 . 5 %、取扱金額は 9 9 . 1 %と減少しています。これは、昨年度、収穫期の北海道を襲った二つの台風や熊本地震などにより、夏以降の青果物不足、単価高の影響を受けたことによるものです。以上で説明を終わります。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

山田伸幸委員 取扱量が 4 億 6 , 0 0 0 万ということですが、かつてはこれが、8 億程度まではあったと思うのですが、これがここまで減少してきた大きな要因というのはどういったことがあるのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 やはり生産農家、出荷農家の減少、あるいは、買受人の減少、小売店等の皆さん方の高齢化等による減少、また、天候の影響といったこういったこともあろうかと思いますが、そういった状況により減少しているものと推測しております。

山田伸幸委員 ここの買受人が減少してきた、単に廃業とか、高齢化だけではないように思うのですが、非常に当市場の規模が小さくて、なかなかそろわなくて買受人が減少してきたということはないのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 買受人の人数の推移ですが、先般の委員会のほうで、ちょっと私が大きな勘違いをしておりましたので、再度確認をしました。こちらの市場につきましては、昭和58年に開設されておるところでございますが、市場開設時には84人の買受人の方がおられました。平成18年度、約10年前でございますが、平成18年度で71人の買受人、そして、現在54人となっております、18年度以降、少しずつ減少してきた状況がございます。先般の委員会でも少しお話をさせていただきましたが、やはり大型店舗であるとか、そういったものの出店も影響しているのではないかと、それから、農林水産業全般に関わることではございますが、生産者の高齢化現象というものもあるのではないかとということで、買受人に関しても、そういった状況があるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 買受人の中には、スーパーとか大型店舗を経営する、そういった買受人は残っているのかなのか、その点はいかがでしょう。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 周辺でそういったスーパー等を経営されておる方は残っていらっしゃいます。

山田伸幸委員 それと、市場の市というのを今やられているのですが、これは非常に取扱量が少ないという話を先日お聞きしたのですが、実態はどうなっているのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市場の市については、開催されております日で、皆さん方、お見えになるのが四、五人程度という状況になっております。また、そういった販売価格というものも、周辺に小売店等もございますので、そういった皆さん方に影響が出ないような形でといったお声があったようですので、そういった面には配慮して開催しているという状況でございます。

山田伸幸委員　じゃあ、何のためにこれをやっているのですか。市場の市の存在意義というのは何なのでしょう。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　一番は、やはり地域の方々に市場を知っていただくということが大前提であったと思うのですが、やはり小売店等も、そういったものも配慮いたしまして、大々的なPRとか、そういったところにはつながっておりません。市場の市自体がそれほど大々的にやるべき施設であったのかというのは、現在、私どものほうでも、市場も含めまして、検討はしておるところですが、この取扱いについては、もう少し検討すべき要素があるのではないかと考えております。

中村博行委員長　ちょっと消極的な回答にしかありませんけれども。

山田伸幸委員　それと、光熱水費の関係ですが、これは、ある事業者の名前が書いてあるような冷蔵庫も設置してあったのですが、そういったところからは、冷蔵庫の使用料とかいうのは取らないのでしょうか。

平農林水産課農林係長　そういった業者からも電気料を徴収いたしております。

山田伸幸委員　それは、使用料というのが何か決まっていて、それからはずき出されるのでしょうか。それとも、実質の負担金ということでしょうか。

平農林水産課農林係長　各それぞれにメーターを個別につけておりますので、実際に使われた金額ということで徴収しております。

長谷川知司副委員長　委託料の中の警備委託料というのが結構金額太いのですが、この委託の仕方はどういう発注をされていますか。

平農林水産課農林係長　入札を行いまして、業者を決定しております。

長谷川知司副委員長 続きます、何社入札で、その業者はいつもずっと決まっていますか、あるいは変わっていますか。

平農林水産課農林係長 入札に参加したのは8社でして、済みません、今年度と28年度については同じ業者がとられています。

山田伸幸委員 この380万というのはかなり大きいと思うのですが、具体的な委託内容というのはどういったことをされているのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 開場日数に応じてやっておりますが、昨年でしたら、261日の開場をしております。警備の内容、業務の内容としましては、施設及び物品の管理であるとか、電話等の受付もあります。緊急用の連絡、あるいは、火災盗難予防、消灯確認、出入口の閉鎖、それから入荷物の確認と収受、それから市場全般の保安管理という形で、市場の開場日261日について、そういった業務を行うと。勤務時間につきましては、日曜祝日も含めまして、17時から翌日の7時までこういった業務を行うということとなっております。

山田伸幸委員 ということは、夜間に人がいて、そこでそういう警備に当たっているということですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

松尾数則委員 市場の取扱量等がだんだん減っているというお話で、これは出荷者の数も減っている、また、買受人の数も減っているというようなお話ですが、出荷者の数が減っていくというような場合、高齢化を含めて、何となく分かるような気がするのですが、ただ、それと買受人、そのことが出荷の取扱量が減っていくのとは、いい物があれば、必ず人は来ると思うわけですね。ですから、物を買うときに、例えば花なら山口に行くとか、宇部に行くとか、そういうお話も聞きますので、何か特化し

たというか、ここに行けばこういう物があるよとかいうようなところが欲しいのですが、それがこの山陽小野田市の市場にはあるのかどうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 取扱量の減少につきましては、J Aの共販といいますか、そういったもので入れていただく物がかなりのウェイトを占めているところもございます。その中で、市場を通さずによそへお持ちになる方、出荷される方、この市場を通さない品物というものが随分増えてきていると思います。J Aの関係で大変申し訳ありませんが、J Aの関係も、直接販売されるような、そういった販路もお持ちですので、その辺りとのバランスもあろうかと思えます。委員がおっしゃられるように、そういった取扱いの青果物については、付加価値の高い物、そういった商品をいかに仕入れていくかということも大きな今後の課題であろうと思っておりますので、市場のほうもそういった物を欲しいと申しおるところもございます。それも一つの取扱高に上がっていく手法だと思えますので、その辺りは出荷者であるとか、そういった関係の農協、J Aであるとか、もう少し協議を進める必要があるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 集荷の関係で、先日、市場に行ったときに、タマネギが大量に集められておりまして、しかも、かなり腐敗が進んでいるという状況があるのですが、これは、出荷するほうを持ってきて、それが売れない場合、ああいうふうな形になってしまうということですかね。もう業者が、買受人ももう要らないというのがあそこにあれだけ大量に置かれるというのは、非常に見苦しさも感じるのですが、そういったことはこれまでも頻繁に起きているのかどうなのか。今後どうされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 私も、たまたまその現場を確認しておるところですが、まずは、売場の中にそういった物があるということは、非常に衛生面等も好ましくありませんので、早いうちに処分をしていた

おくことが必要であろうと。これは衛生面の件でございますが、出荷量につきましても、現在、ちょっと直接は、過去の事例というものは確認できておりませんが、そう何度もあるものではないのではないかと考えております。ただ、買受人である子会社の青果販売につきましても、それらについて加工して、袋詰め、そういったものを大量にされておりましたが、それでも売れ残ってしまう物は多少なりとも出てきているのであろうと、そういったことにつきましても、もう少し調査なり、確認をさせていただきたいと考えております。

山田伸幸委員 そうではなくて、もう出荷、これだけ持ってくるというのは分かっているわけですよね。そういった時点で、こういう事態が予測されるのではないですか。もうこれだけ大量に持ち込まれたら処理できなくなるというのは分かってこないのでしょうか。それでも向こうが出荷すると言ったら、それを全部受け入れなくちゃいけないのかどうなのか、その点についてお答えください。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 出荷先とどういうやり取りがあったかということは、ちょっと私も存じ上げてはございませんが、ただ、出荷された物は、卸売市場においてさばっていく、これが大原則だろうと。ただ、余りにも多くて、これは受け取れないという市場が判断をすれば、いざ要るときに出荷していただけない可能性も大いにあると。その辺りは、やはり市場と出荷者との信頼関係であろうと思いますので、直ちにこれだけの出荷をとめる、あるいは、これだけ余るから、これは受け取れないという判断が可能であるかというのは、これは非常に取引の関係で厳しい面はあるのかなとは感じております。

山田伸幸委員 それにしても異常な量だと思いませんか。もう腐敗臭がどんどん広がって、近辺に民家が余らないので苦情が出ていないかもしれませんが、一歩足を踏み込んだ人は、皆嫌な顔をしますよね。特に、今、食料危機などと言われる状況がある中で、ああいう状況という

のはちょっと異常だなと思わざるを得ないのですが、それでもそういったことが起きているというのは、システムにちょっと問題があるのかなと思ったのですが、これは改善できないのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 衛生面、環境面についてはおっしゃるとおりだと思います。システム関係につきましては、もう少し市場の流通であるとか、そういったシステムというものを確認しなければ、なかなかお答えしにくいところはございますので、その辺りでもう少し市場等の中身について尋ねてみたいと思っております。

山田伸幸委員 やはり金額が付いていない、あそこに青果物がたくさんあるわけですが、それについては支払とか、出荷者に対するそういうのが発生するのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 その件につきましても、もう少し確認をしてみたいと思っております。

長谷川知司副委員長 来年から給食センターが稼働しますが、それに伴って、この販売量、金額が増えるというのはどのぐらい見込んでいるのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 現在、昨年の学校給食に使われたものは約10.5%、市内の出荷先の10.5%となっております。そういう状況でございます。それにつきましては、今までも学校給食に食材を提供しておりましたので、その割合というものは特に変わりはないのではないかと考えております。

山田伸幸委員 小野田地区はそうだったと思うのですが、今度は山陽地区も一緒に全部を扱うということだと思っておりますが、違いますかね（「一緒」と呼ぶ者あり）全部一緒ですかね。（「全部一緒」と呼ぶ者あり）

杉本保喜委員 市場の市の話が出ましたが、前の部長のときに、「市場の市を始めます」「市場を皆に分かってもらいたい」という意気込みで取り組んだはずですよ。今のお話を聞くと全く価格も一般並みにやります、それでいて、人があそこまで行くというのが難しいと思います。逆に言えばね。私たちはあのときに話を聞いたときに、朝市とか、そういうようなレベルでもっと一般の人たちが気軽に買い物かごを持って来てもらうというニュアンスで私たちは聞いていたわけです。そうすると、あそここの市場の祭りがあるときも、当然知っているから、みんな買いにくるだろうという一つの期待感があったわけですよ。今のお話を聞くと、これはもう尻すぼみでなくなるなど感じたのですけれども、今後の市場の市というものをどのように捉えていくかという今の気持ちはいかがですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市場の市につきましては、平日常時開催というのではなく、例えば、月に何度か、数日とか、そういった開催の日程もそうですが、中身についても、これは少し検討すべきことであろうと思っております。そういった意味でおきましては、イベント等までが組めるかどうかというのは、今、なかなか厳しい状況はありますけれども、開場したときに、こういった形で市民の皆さん方に開放し、おいでいただくかという、こういった手法を少し研究する必要があるのかなというふうに考えておるところです。

杉本保喜委員 それを研究し尽くした結果として市場の市をやりますよって言ったのではないかと私たちは解釈しておったわけですけどね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 当時は、市場の活性化であるとか、取扱量の増であるとか、そういったものを期待したところではありますが、27年に開業いたしまして、それほどの効果が見られていないというところから、これは検証すべき案件であろうと。ただ、その内容につきましては、先ほど申し上げましたように、開催日の調整であるとか、販売の方法であるとか、何かもう少し人を呼び込めるような形での検討とい

うものは必要であろうと思っております。

杉本保喜委員 ということは、続けていきますよという姿勢はありますよという
ことに解釈していいですかね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 現在のところはそうでございます。業者
のほうも、始めてすぐにはやめられないと申ししておりましたので、その
辺りは市のほうも十分に協議をしながら、改善をしてみたいと思っ
ております。

岩本信子委員 最初に、市場の使用料のところですけども、付属営業人から
171万1,904円という数字が出ていますけど、これの算出根拠とい
うものを教えていただけますか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 それぞれ条例に定められた使用料を納め
ておるところでございますが。まず、使用料の中に付属営業店舗からの
使用料というものがございます。これは今、5社の方から面積当たりで
月額1,000円を頂いておまして、面積が20平米で、月額2万1,
600円というものを5社の方々から頂いております。それと併せて、
行政財産の使用料等につきまして、使用料を納めていただいている。あ
とは手数料です。手数料につきましては条例に基づく卸売金額の1,00
0分の3という条例が定められておりますが、これにつきましては平成
2年度から減額をしておまして、1,000分の3をまたそれを10分
の1として使用料を徴収しているということでございます。

岩本信子委員 ちょっとはっきりしてほしいのですが、まず、付属営業人から、
5社で月に2万1,600円頂いていると。それから、財産使用料という
のは、これはどこからもらっているのですか。何を貸して、もらって
いるのかをお聞きしたいのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 自販機、それから買受人が建物等を建てておられますので、その建物の使用料、それから去年は会議室の使用料が入っております。それが行政財産の関係の使用料と会議室の使用料、それと手数料ということになります。附属営業人からの収入につきましては129万6,000円。行政財産等の使用料につきましては、26万5,964円。それから、手数料収入としまして14万9,940円という使用料の収入を計上しております。

岩本信子委員 先ほど言われましたように、手数料が条例と違って、何か下げたとおっしゃいましたね。その下げた理由というのは何かあるのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 やはり経営状態の悪化というところから、手数料の一部を減額しておるというところですか。

岩本信子委員 それは何か申請書とかを出されて、そして許可されたと、減免許可といいたいまいしょうか、そういうのがあるのでしょうか。その辺を。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

岩本信子委員 先ほど、財産使用料のところ、建物使用料というところがありましたね。これの建物をどなたが建てられたのか知らないですけど、附属営業人の方が建てられているという解釈でよろしいですかね。それで土地を貸されているわけですね。その使用料という土地の計算の仕方。結局、地料の計算の仕方というのは、どのような出し方をされているのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市の行政財産使用料の規則に基づいて徴収しておるとのことです。

岩本信子委員 間違いはないですね。それから、市場の固定資産の台帳というの

はございますか。例えば、先ほどフォークリフトとかおっしゃいましたよね。これは市場の物ですよ。だって、点検は点検料、修繕料の中で出された。だから、市場そのものに対する、市場が持っている固定資産ですね。建物も固定資産の一つに入りますが、例えば冷蔵庫を市場が持っているのかどうか、中央青果が持っているのか、市場が持っているのか分からないけど、その辺の卸売市場が持っている固定資産台帳、それを見たいのですが、そういうことは資料を請求して可能でしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市の財産としましては、建物が市の市有財産でございます。フォークリフトも一部、市の財産でございます。それとは別に卸売業者が持っておるものもございますので、そちらはそちらのほうで、卸売業者のほうで台帳管理をしておりますが、市のほうにはございません。

岩本信子委員 それは、こちらの中央青果は会社だから、それなりの固定資産台帳を持ってらっしゃると思います。それは、それをしなければいけないはずですよ。市もやはり、こういうふうにして、卸売市場を抱えてらっしゃるにおいては、あるのが当然ですよ。今、いろいろとやっているじゃないですか、市で台帳調べているじゃないですか。公会計に移すために、市の財産を全部今洗い出しているはずですよ。だから、卸売市場だって、それがなければいけないはずですけど、ないとおっしゃるのが納得できませんが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 今申し上げましたのは、卸売業者が持っておる台帳関係は、市のほうにはありませんという。

岩本信子委員 卸売市場が持っている財産と言っているのですよ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市が持っているものは、市有財産として、台帳を管理しております。

岩本信子委員 資料請求して大丈夫ですね。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 お出しできます。

岩本信子委員 管理委託料というのが66万出ておりますが、これはどういう目的で、どちらのほうに出されているのか、お聞きします。

平農林水産課農林係長 市場のほうに事務所、卸売業者の事務所ではなくて、市の事務所があるのですが、そちらのほうの事務員として、その事務の業務の委託を個人の方にしております。その委託料です。

岩本信子委員 これは、そちらの農林が管理されているわけではないのですか。市の市場に行って、ちゃんとした小さい事務所を設けて、その市の職員を雇って、そこで市場の管理をさせているということですか。

平農林水産課農林係長 市の管理事務所の事務員です。

岩本信子委員 その方はどのようなお仕事をされているのですか。

平農林水産課農林係長 主には取扱高の集計とか、そういったことをしていただいております。あとは、申請関係の受付、そういったこともしていただいております。

岩本信子委員 分かりました。次の質問に移ります。28年度の実績高で4億6,283万円という金額が出ております。それで気になるのが、中央青果がずっと売上げとして上げているのが、2億6,800万、28年だったかな、その前が2億6,000万か、2億ぐらいか、そのように中央青果の売上げがこの実績高とは思いませんが、この辺のこの数字の開きというのを説明していただけますか。例えばよその業者があるとか、その

辺がどうなのかということをお聞きしたいのですが、言っている意味が分かりますか。中央青果の売上高が大体2億、ずっと私はひらっているのですが、2億2,000万、300万か、それから2億6,800万ぐらいではないかと思います。見られたら分かると思いますが。そして、ここに書いてある4億6,200万、この差というのがなぜ出るのか。システムが分からないからお聞きしますが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　こちらの実績で上げております四億六千何がしというのは、これは中央青果の取扱高、取扱金額を計上しております。それをまた毎年行政報告をさせていただいているところでございます。委員おっしゃいます、二億何がしということについては、ちょっと、今、分かりかねますので、お願いいたします。

岩本信子委員　35期の決算報告、小野田中央青果株式会社の分を頂いております。この中の損益計算書の中で商品売上高と受託手数料というのがありますけど、これが2億5,577万4,374円という金額で、これは受託手数料を入れると2億6,824万1,898円。そういう金額が決算書の中で出ております。この決算書の金額と先ほど見せていただいた四億六千が余りにも違い過ぎるから、売上げですからね。売上げというのは、結局、そこで取り扱っている高を私は出されていると思っているから言っているのですが、この違いをどのように理解したらいいのかということをお聞きしているわけです。この決算報告書を見られたら、その金額は出ていると思いますよ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　決算書に上がってくるものは、その取扱いによる委託販売であったり、あるいは買付販売であったり、そういったものに対して、8%、7%といった、それぞれの手数料を設けております。その手数料が手数料収入として、決算のほうで上がっておるのであろうと。あくまでも全体の取扱高、買い付けた金額であるとか、相手方にお支払いする金額とか、そういったものを含めた形が、全体の取扱

高であり、取扱金額になっておると考えます。

岩本信子委員 これには商品売上高と受託手数料収入とあります。だから、手数料収入は収入で入っていますけれど、商品売上高というのはそれですか。これはある程度一部なのですか、結局その4億の一部しか入らないということですか。ちょっと、分かるような説明していただけませんか。

中村博行委員長 2億と4億と余りにもギャップがあるので、その辺りです。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 この場でちょっとお答えいたしかねますので、確認したいと思います。

山田伸幸委員 最後にもう1点お伺いします。395ページの運営補助金のことです。地方卸売市場卸売業者運営補助金300万円とありますが、これの出した根拠となる要綱は備え付けられたのでしょうか。以前の質問では、要綱はなくて市長の特別決裁だということですが、その後、変化はあったのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 あくまでも、この運営補助金は累積債務を減少させるためという臨時的な、一時的なものとして要綱を定めておらないということでもあります。

中村博行委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは、質疑を打ち切ります。討論はありますか。

山田伸幸委員 今言った地方卸売市場卸売業者運営補助金については、この間の補助金の在り方についてのいろいろな調査も含めて、やはり、ちょっと問題があるので、今回の決算認定については、反対とさせていただきます。

岩本信子委員 私、この28年度の予算も、この補助金について納得がいかないということで、要綱とか、そういうのもないからということで反対しております。やはり、これを執行されているし、反対をしなければならぬと思いますので、私は承認いたしません。

中村博行委員長 それでは、今、討論が2件ありました。本来なら、ここですぐ採決という運びになるのですけれども、先ほどの売上げの2億と4億のギャップについて、これは採決に関わる問題だということで、その辺り協議の必要があるかということがありますので、ここで若干の休憩をしたいと思います。

山田伸幸委員 ということは、今の問題について説明を受けるということですか。

中村博行委員長 そうということになりますね。それでは、ここで、45分まで休憩に入りたいと思います。暫時休憩。

午後3時26分休憩

午後3時45分再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。先ほどの出荷量に、取扱いの4億と中央青果の2億5,000万、この表示の違いについて、明確な回答がいただければと思います。採決を少し待っていただいたのは、これが、討論二つ受けて、これも重要なことと考えましたので、見送ったということにしておりますけれども、それについて、休憩の間に、そういう調査等々が行われたのであれば、発言をしていただきたいと思います。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 行政報告と決算書に上がっております売

上げの金額につきましては、中央青果が買付販売、あるいは委託販売をした際の手数料収入が売上高として計上されております。取扱金額につきましては、その仕入れた品物を各買受人に購入していただいた。その購入金額、商品の金額というものが入っておりますので、その取扱金額が四億六千万何がしになっているということで、こちらの決算書につきましての売上げは、あくまでも手数料収入に、委託販売の手数料収入を計上しておるということでございます。

中村博行委員長 今の答弁について、何かあれば。

山田伸幸委員 ということは、小野田中央青果が二億数千万円の販売実績。四億数千万円というのは、それに、更に買受人の利益プラスいろいろな諸手数料が込められた総取扱量という考え方なのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 要は、仕入れた価格に手数料を加えたもので販売される。それが4億6,000万であると。ですから、仕入価格と手数料を加えたお金で買受人に引き取っていただいているということでもあります。

山田伸幸委員 それは事実ですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 というふうに聞いております。

長谷川知司副委員長 ちょっと今考えたら、中央青果が2億6,000万として、それで、今、この取扱高が4億6,000万。その差の2億円は上乘せして買い取ってもらった量ということですか。ちょっと、そこの理解が分からないのですが。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 こちらの中央青果のほうの決算書には、手数料収入が上がっているということでございます。手数料の収入です。

岩本信子委員 売上高の中に受託手数料という項目があります。それが1,471万3,912円という金額が入っておりますが、では、この金額とこの商品売上高という金額とがどうですか。結局、先ほどの説明は買い付け委託販売で手数料を上げているとおっしゃった。これが全部手数料だっておっしゃるわけですね。売上高が。でも、この中央青果には二つ書いてあります。商品売上高と受託手数料と、売上高と。今の説明じゃあ、納得いかないですけど。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 先ほど申しました買付販売と委託販売の手数料ということで、下に受託手数料、これは委託販売。商品売上高のほうが、これが買付販売による売上高ということであります。

岩本信子委員 売上原価というのは、商品の仕入れとその商品を売り上げるについてのいろいろな諸経費があります。そういうのを足して売上原価というのを出すわけですね。これには商品仕入高という形で出ていますよね。分かりますか。売上原価が1億6,312万5,555円と出ています。売上高から売上原価を引くと4,267万5,581円、これが一応売上総利益、これはまだ諸経費、販売費やら引いてない金額ですけど、この売上原価というものに商品の仕入高が入っているはずですよ。その割には、商品の仕入高が入ってない、今の金額ほど入ってないということですね。四億何ぼの商品を売ってってから、そして売上げが何ぼになってからというならいいけど、それだけの数字が出ていませんよ。商品仕入高は。ここの売上原価の細かい数字が出てないから分からないのですが、もし資料を頂くとすれば、ここの売上原価を私もちょっと見てみたいなと思ったので、売上原価の内訳を資料として見せていただくと、分かりやすいのではないかと思うのですが、頂けますか。こっこの27年度から28年度までの分で頂きたいなと思うのですが。

中村博行委員長 審査の重要なポイントでありますので、今日は市場のほうが

お休みということで、直接連絡が取れないということであれば、委員会を後日にとということも検討をしたいと思いますが。

長谷川知司副委員長 討論はお二人されていますけど、私自身が賛成か反対かとしては、今の言葉をきちんと説明を受けないと判断できませんので、もしよければ、後日これを再開してもらえればという思いが。

岩本信子委員 もう一度説明しますと、売上原価の中にきちんと期首棚卸高と期末棚卸高が入っています。その間に商品仕入高が入っていますから、この商品仕入高が、そちらは買付委託手数料だと言われるけれど、これを見る限りにおいては、商品仕入高は商品仕入れ、棚卸しているから、商品だということが分かりますが、売上原価の資料をきちんと出していきたいと思います。それともう一つお願いがあるのが、先ほど言いましたように市場の行政財産です。市場の財産です。固定資産の台帳があるとおっしゃったから、それを出していただきたい。フォークリフトとかもこのたび点検が出ております。だから、私が調べたいのは、フォークリフトとかも行政財産の中に入っているのかということ。そういう資料をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

山田伸幸委員 併せて、先日伺ったときに、最初に行ったときには、冷蔵庫にある会社の名前がふってありました。次、行ったときは、それはもう消されておりました。これは、一体どこの財産なのか。もし、市の財産であるならば、それがなぜそういうふうな特定の会社の名前がふったような冷蔵庫になっているのか。その辺が、なぜそういうことが起きているのかを、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

中村博行委員長 今の件について。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 山田委員御指摘の冷蔵庫につきましては、市の所有物ではございません。卸売業者のほうから設置申請が出て、市

のほうはその申請に基づいて許可をしたという物件でございます。市のほうは、外のほうに1台冷蔵庫が用意してありますが、市場の売場のほうにあるものは、卸売業者のほうから設置申請が出て、設置許可を下ろして設置されておるものです。

山田伸幸委員　じゃあ、なぜ、会社名が消されたのでしょうか。それと、しかも、かなり市場の重要な競りのすぐへりにあるようなところに設置できたのでしょうか。市のほうは外にあって、業者のほうの中にあるというのは、これはまたおかしい話じゃないでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　冷蔵庫、保冷庫の構造上の問題もありますので、外にそのまま出せるものではないと売場の中にあるものは、そのまま外へ出せる品物ではないのではないかという判断をしております。また、売場の中の利用の方法につきましては、卸売業者のほうに管理運営等をさせておりますので、その中で現在の場所が定められておると考えておりますし、また、利用の方法についても先般委員会で申し上げましたように、市場の中でそれぞれ利用、活用がしやすい形をとっていただいていると理解しております。

松尾数則委員　質疑が終わって、討論の段階になって、また、再度して、委員長の権限でやるのか。これで、当然いいのね。

中村博行委員長　経過をいいますと、討論終わった時点で、討論の中身について、やはり以前にある質問に対して回答が頂けてないということがありまして、それが討論を聞いた中で、採決に重要な影響を与えると判断しましたので、採決は見送っているということで、その間、ついでと言ったらおかしいですけど、やはりもう少し調査の必要があるかなと判断しましたので、あえて採決は見送っているという状況です。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　大変申し訳ございませんが、一旦ちよっ

と補足説明をさせていただきたいと思うのですが、うちの再任用職員ですが、発言をさせていただいてよろしいでしょうか。

芳司産業振興部長 一応職員でございますので、先ほどの取扱高、この数字のことについて、ちょっと説明をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。4億と2億の。

中村博行委員長 せっかくみえていますので。そしたら、発言を許可します。

多田農林水産課職員 本来なら正職員が説明すべき案件だと思います。4億と2億、若干の数字の行き違いがあるかと思いますが、2億につきましては、中央青果が買付販売をした額、これが売上高でございます。それに対して、取扱高といいますのは、委託販売手数料として入っておる額、これは取り扱うものによって、8%とかあります。それが取りまとめて、今、取扱手数料として上がっております。これを8%ないしは、ものの取扱高によりますけれども、8%で割り戻した。要は0.08で割ったもの。100万円であれば、800万が取扱高になります。そういう形の中で、今、割り戻してみますと、これが2億1,000万程度の数字が出てまいります。それと、今の中央青果の買付販売したものの額が、全部の取扱高という考え方で、四億何がしという数字を出しておると理解しております。この件につきましては、細かい数字が1円たりとも合わないというところで疑義が生じるようであれば、後日、ペーパーでお出しすることは可能だと思いますけれども、基本的な考え方は、直接販売した売上げのものと委託販売した手数料分しか、今、決算上は上がっておりませんが、取扱量とすれば、取り扱った量は、その割り戻した総量が取り扱った量ですよという考え方で、今の四億何がしという数字が上がっておると私はずっと理解しておりましたので、お時間いただきましたけど、御説明させていただきました。

中村博行委員長 せっかく、今御答弁いただきましたけれども、書面等々で確認

をしたいということでもありますので、これについては、本日の採決は見送らせていただくということにしたいと思います。（「済みません。追加で資料ちょっと一つお願いしたい」と呼ぶ者あり）それ、ちょっと後にしましょう。したがって、次回は、9月6日の午後1時からということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。したがって、執行部のほうには、それで資料をそろえていただきたいと思ひます。ですから、議案第60号につきましては、後日の審査ということにいたしたいと思ひます。執行部の皆さんお疲れでございました。

（執行部退室）

中村博行委員長　それでは議案審査は一応ここで置きまして、日程の10番、陳情、要望というのが出ておりますので、御覧いただきたいと思ひます。シルバー人材センターのほうから要望が出ております。この件につきましては要望でありますので、目を通していただひてお気付きの点がありましたら、また言ひていただきたいと。委員会としては、これはしつかり聞いたということにとどめたいと思ひます。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから最後の日程11番ですけれども、閉会中の継続審査について、任期もないということでもありますけれども、見ていただひて、お気付きの点があったら発言をしていただきたいと思ひます。それではこれでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは閉会中の継続審査については示されている事項について継続審査ということにいきたいと思ひます。審査事項は全部終わりましたが、この2年間においてかなりの時間を要して、かなり集中的に調査研究してまいりました地域公共交通、この件と市場についての調査、この2件について休憩を挟んで協議をしたいと思ひます。任期がありませんので、どのように申し送るかという点についても少し具体的なものを利用するかということでもありますので、これを休憩の後に協議をしたいということになります。ということで委員会を一旦休憩にいたします。

午後 4 時 8 分休憩

午後 4 時 2 1 分再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

主には2年間になろうかと思いますが、地域公共交通についてこの委員会では視察も含めてかなり調査も深めてまいりましたけれども、行政との意見交換も行い、かなりのところまで煮つめたところがあったと思います。また、議会報告会も新しい試みで意見交換会という枠を設けていただいて、市民の声をしっかり聞いてきたという経緯もありますが、最終的に私が当初思っていた提言というところには至らなかったということは非常に残念ではありますが、これを次の委員会に向けて市民のために早期に地域公共交通の在り方について、市民のためになるような方法を早期に実現していただくということで次の委員会にそういったメッセージを送りたいということしかできそうにありませんので、最終日に所管事務調査ということで、発言を議会の中で本会議場でしたいと思っています。それでよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ということで、そのように地域公共交通についての所管事務調査報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上で今日の審査は全て終わりました。なお、議案第60号につきましては9月6日午後1時から再度続けて審査したいと思いますので御集合よろしくお願いいたします。以上で今日の全ての審査を終わります。お疲れ様でした。

午後 4 時 2 4 分散会

平成29年8月30日

産業建設常任委員長　中　村　博　行